

鴨川市小湊さとうみ学校  
指定管理者選定委員会 資料  
(一部不開示)

- 1 募集要領・仕様書
- 2 指定管理者指定申請書（別紙含む。）
- 3 事業計画書
- 4 財務諸表
- 5 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- 6 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類その他  
これらに相当する書類
- 7 誓約書

スポーツ振興課

令和4年11月7日

## 鴨川市小湊さとうみ学校指定管理者募集要領

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）に基づき、この要領により指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

### 1 施設の概要

#### (1) 名称

鴨川市小湊さとうみ学校（以下「さとうみ学校」という。）

#### (2) 所在地

鴨川市内浦1891番地1

#### (3) 施設の設置目的

スポーツ及び文化を通じた交流の場を提供することにより多世代間の交流及び地域資源を通じた交流の促進並びに市民の健康の保持増進を図り、もって活力ある地域の形成に資するため。

#### (4) 建物の構造等

ア 敷地面積	約8,420.00㎡
イ 延床面積等	3,278.27㎡
（ア）交流棟	2,091.01㎡（鉄筋コンクリート造 3階建て）
1階	792.09㎡
2階	649.46㎡
3階	649.46㎡
（イ）体育館	1,187.26㎡（鉄筋コンクリート造 2階建て）
1階	995.93㎡
2階	191.33㎡
ウ フットサルコート	3,888.00㎡
エ その他建物	145.05㎡
オ 駐車場	約15台

#### (5) 施設利用者数（令和3年2月から令和4年8月までの実績）

ア 文化交流室	2,109人
イ 談話室	172人
ウ 多目的室	2,238人
エ 客室	4人
オ 浴室	2人
カ 体育館	1,655人
キ フットサルコート	3,329人（+個人利用 740人）

### 2 応募資格

次の要件を満たすものであること。

#### (1) 法人その他の団体であること。

法律上、個人は指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。

(2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当すること。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、その決定がされていない者又は手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者若しくは応募の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における入札を制限されていないこと。
- ウ 本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。
- エ 法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2（議員の関係私企業の就職の制限）、第142条（長の請負等の禁止）、同条を準用する第166条第2項（副市長の請負等の禁止）及び第180条の5第6項（委員会及び委員の請負等の禁止）の規定に該当しないこと。
- カ 鴨川市税（本市内に事業所がある者に限る。）、千葉県税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。

(3) 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。

### 3 募集期間

令和4年9月30日（金）から令和4年10月31日（月）午後5時まで

※郵送の場合は、令和4年10月31日（月）の午後5時までに到着したものに限りま

### 4 提出する書類

申請に当たっては、以下の書類を1部、市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定申請書（第1号様式）

(2) 管理業務に関する事業計画書（様式2）

- ア 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針
- イ 業務の具体的な実施計画
- ウ 自主事業計画
- エ 管理運営体制
- オ 管理に係る収支計画

(3) 法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

- ア 過去3年度の損益計算書又はこれに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- イ 過去3年度の貸借対照表又はこれに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

なお、上記の書類がない場合は作成してください。

また、作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の財務状況を説明する書類がない旨及び作成することができない理由を記載した申立書を提出してください。

(4) 法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

ア 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

イ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(5) その他

ア 法人にあっては、登記事項証明書

イ 法人以外の団体にあっては、代表者の身分証明書

ウ 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合の当該資格等を有していることを証する書類

エ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）

オ 納税証明書

(ア) 鴨川市内に本店又は支店、営業所等を有する者

・ 鴨川市税の納税証明書（令和2年度、令和3年度分）

・ 千葉県税の納税証明書（完納証明）

・ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(イ) 鴨川市内に本店又は支店、営業所等を有しない者

・ 千葉県税の納税証明書（完納証明）

・ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(ウ) 法人格のない団体及び非課税団体

・ 団体の代表者の鴨川市税の納税証明書（令和2年度、令和3年度分）

・ 千葉県税の納税証明書（完納証明）

カ 誓約書（様式3）

## 5 指定管理者が行う管理の基準

### (1) 休館日について

さとうみ学校の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとします。ただし、指定管理者がさとうみ学校の管理上必要と認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館することができます。

### (2) 開館時間について

さとうみ学校の利用時間は、次の表のとおりとします。ただし、指定管理者がさとうみ学校の管理上又は施設の効用を高めるため必要と認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができます。

区分		利用時間
交流棟	文化交流室及び談話室	午前8時30分から午後5時まで
	多目的室及び客室 (宿泊を伴わない場合)	午前8時30分から午後9時まで

	客室（宿泊を伴う場合）	午後3時から翌日の午前10時まで
	浴室	午前8時30分から午後10時まで
体育館		午前8時30分から午後9時まで
フットサルコート		午前8時30分から午後9時まで

※2日以上継続して宿泊する場合の客室の利用時間は、利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までとします。

### (3) 利用の要件

ア さとうみ学校を利用することができる者は、スポーツ、健康の保持増進のための活動又は文化活動を行う者としてします。

イ 宿泊を伴って客室を利用することができる者は、8人以上で構成される団体とします。ただし、次の団体は除きます。

(ア) 高校生以下の者のみで構成される団体

(イ) 親族のみで構成される団体

### (4) 利用の許可について

ア 6(3)の指定管理施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とします。

イ 指定管理者は、許可に当たっては、さとうみ学校の管理上必要な条件を付することができます。

ウ 指定管理者は、その利用が次のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができます。

(ア) 上記1(3)の施設の設置目的に反すると認められるとき。

(イ) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(ウ) その他さとうみ学校の管理上支障があると認められるとき。

### (5) 利用の制限に関する事項

ア 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。

(ア) 利用の許可を受けてさとうみ学校を利用する者(以下「施設利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(イ) 施設利用者がこの条例又は設置管理条例に基づく規則に違反したとき。

(ウ) 施設利用者が偽りの申請又は不正の手段により許可を受けたとき。

(エ) 施設利用者が故意に施設又は設備を損傷し、又は破損したとき。

(オ) 施設利用者が他人に危害を及ぼし、又は秩序若しくは風俗を乱したとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(カ) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

(キ) 公益上必要があると認められるとき。

(ク) その他さとうみ学校の管理上必要があると認められるとき。

イ 上記アにより指定管理者による利用の許可を変更し、若しくは取り消し、又は利用

の中止を命じた場合において施設利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わないものとします。ただし、上記ア（ク）の場合は、この限りではありません。

(6) 利用権の譲渡等の禁止について

施設利用者及び市長から物品の販売その他これに類する行為の許可を受けてさとうみ学校を利用する者（以下これらの者を「利用者」という。）は、さとうみ学校の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

(7) 原状回復義務について

利用者は、その利用が終了したとき（途中で利用許可の取消し又は中止がされた場合を含む。）は、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りではありません。

(8) 特別の設備等について

利用者がさとうみ学校の利用に際し特別の設備又は模様替えを付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければなりません。

(9) 損害賠償義務について

利用者は、故意又は過失によりさとうみ学校の施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではありません。

(10) 調査の要求について

利用者は、さとうみ学校の職員又は指定管理者が職務上の必要により施設の調査のため立入りの要求をしたときは、これを拒むことができません。

(11) 立入りの制限について

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当する者に対しては、さとうみ学校の敷地内への立入りを禁止し、又はさとうみ学校の敷地からの退場を命ずることができます。

ア めいてい者又は感染症の疾病にかかっているおそれがあると認められる者

イ さとうみ学校の周囲において通行の妨害をし、又はさとうみ学校に入場する者に危害を及ぼす等他人に迷惑を及ぼす行為をする者

ウ 定められた場所以外で喫煙をし、又は火気を使用する者

エ 市長又は指定管理者が立入りを禁止した区域に立ち入っている者又は立ち入ろうとする者

オ 許可を受けることなくさとうみ学校を利用する者

カ 監護を必要とする幼児、老人又は障害者であって付添人を伴わないもの

キ さとうみ学校の管理上必要な指示に従わない者

## 6 指定管理者が行う管理業務の範囲

(1) さとうみ学校が提供する業務

(2) さとうみ学校の施設の維持管理に関する業務

(3) 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

ア 談話室

イ 多目的室

- ウ 客室
- エ 浴室
- オ 体育館
- カ フットサルコート

- (4) 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) 詳細は別添仕様書に定めるとおり。

## 7 指定管理料

さとうみ学校の管理事業に係る経費については、市から指定管理者に対して指定管理料として支払うこととします。

なお、指定管理料の支払方法及び時期については、各事業年度開始前に市と指定管理者が協議の上決定するものとします。

また、具体的な指定管理料は、下記の額を限度とし事業者が策定する事業計画に基づき、年度ごとに定める協定により決定することとします。

以下の指定管理料の範囲内で、申請の際の事業計画、収支予算等を策定してください。

（指定管理料の上限額）	令和5年度	25,000千円
	令和6年度	25,000千円
	令和7年度	25,000千円

※この額は、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税が含まれたものとなりますので注意してください。

## 8 利用料金

### (1) 利用料金の取扱い

さとうみ学校は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める「利用料金制度」を採用するため、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受します。

### (2) 利用料金の額に関する事項

利用料金は、設置管理条例別表第 1 に定める額（別添「参考資料」参照）の範囲内において指定管理者が定める額とします。指定管理者は、利用料金の額を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとします。その額を変更するときも同様とします。

### (3) 利用料金の免除

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができます。

### (4) 利用料金の不還付

納付された利用料金は、還付しません。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた基準に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができます。

## 9 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年間）とします。

ただし、指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことが

あります。

## 10 選定基準及び選定方法

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会において、次に示す選定基準に基づき定めた審査表により行い、その点数が最も高い団体を選定するものとします。

(選定基準)

- ・事業計画に基づく公の施設の管理が市民の平等な利用を確保することができるものであるか。
- ・事業計画の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか。
- ・指定管理者の指定の申請をした法人等が事業計画に基づく公の施設の管理を適正かつ確実に実施するに足る能力を有するものであるか。

## 11 情報公開、個人情報保護の取扱い

### (1) 情報公開

指定管理者は、施設の管理業務を通じて取り扱う情報を適正に管理しなければなりません。

また、市は、指定管理者が保持する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとし、指定管理者は、速やかに応じるよう努めなければならないものとします。

### (2) 個人情報の保護

指定管理者は、鴨川市個人情報保護条例（平成18年鴨川市条例第5号）に基づき、施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従業者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従業者が職務を退いた後においても同様とします。

なお、これらに違反した場合は、条例の規定により処罰されることがあります。

## 12 指定管理者と市の費用負担

指定期間中のさとうみ学校の管理業務に係る指定管理者と市の費用負担は、次のとおりとします。

### (1) 指定管理者が負担する各種業務及び経費等

種別	名称	内容等	区分	備考
維持管理関係	消耗品費	トイレトーパー、手洗い用せっけん、ペーパータオル 外	任意	
	備品費	布団・枕・シーツ等、製氷機	任意	
	光熱水費	電気料金、水道料金、ガス料金	任意	



	通信運搬費	電話料、インターネット接続料	任意	
	警備業務	機械設置方式（毎日0：00～24：00） ・防犯サービス ・火災監視サービス	任意	
	浄化槽清掃	1回/年	法定	
	受水槽清掃	1回/年	任意	
	植栽整備管理	適宜	任意	
保守点検等	浄化槽検査	1回/年（浄化槽法第11条検査）	法定	
	電気保安業務	月次点検 2回/月 年次点検 1回/年 臨時点検 必要の都度 <対象設備> 引込設備、受電設備、受・配電盤、 設置工事、構造物	法定	
	空調機設備保守	簡易定期点検 1回/3ヶ月 ※管理者自身での点検可 <対象空調設備> ・室内機 54台 ・室外機 40台 定期点検 1回以上/3年 ※一定規模（定格出力7.5kW）以上の 業務用空調機 <対象空調設備> ・室内機 4台 ・室外機 20台	法定	
	消防設備保守	総合点検 1回/年（9月頃） 機器点検 1回/年（3月頃） <対象装置設備> 消火器具(22)、屋内消火設備(6)、自 動火災報知機設備（差動式(93)、定 温式(21)、煙式(14)、発信機(10)）、 非常警報器具及び設備、避難器具、 誘導灯及び誘導標式（避難口誘導灯 (21)、通路誘導灯(7)、誘導標式 (12)）、非常用電源専用受電設備、 防火設備（防火戸(9)、防火シャッター (2)）	法定	
	エレベーター保守	点検 1回/月	法定	
	自動扉保守点検	点検頻度 2回/年（8月、2月） 点検箇所 2箇所	法定	
	浄化槽保守管理	浄化槽保守点検業務（1回/月） ・消毒薬剤、・記録表の作成 浄化槽排水分析（4回/年） ・分析項目 BOD、大腸菌 ・報告書の作成	法定	
	防火対象物定期点検業務	点検 1回/年	法定	
	特殊建築物等定期点検	建築物の点検 1回/2年 消防設備等の点検 1回/年	法定	

## (2) 施設、設備補修関係

施設及び設備並びに備品等が破損若しくは損耗等した場合、1件10万円未満の修繕、補給等は、指定管理者が負担することとする。1件10万円以上の修繕費が見込まれる場合には、市と指定管理者との間で協議すること。

負担する者	区分	具体例
市	主要構造部（屋根・壁・基礎・土台・柱・床・梁等）及び附帯設備の経年変化、通常損耗等による変化	○室内塗装 ○外壁張替・塗装 ○屋根葺替 ○床張替 ○冷暖房機取替 ○畳の取替 ○給排水・電気・ガス施設の改善（配管・配線など）
指定管理者	小破修繕及び不注意や不具合の放置等による汚損	○小破修繕（10万円未満の修繕） ○消耗品的なもの（床ワックス掛け・カーテンレール、畳の裏返し・表替え、水栓等のパッキン取替等、スイッチ及びコンセント類の修理及び取替、冷暖房機点検・修理費用） ○不注意や不具合の放置等による汚損

※ただし、市負担分であっても、その原因が指定管理者の使用上の不注意によるときは、指定管理者の負担とする。また、利用促進、快適な施設づくり、魅力ある自主事業の実施又は指定管理者が自らの収益事業のために使用している備品（建物と一体となって効果を発揮するものを除く。以下この項において同じ。）の補修、修繕等を行う場合、又は新たな備品等を購入しようとする場合は、市の承認を受け、指定管理者の負担をもって行うものとする。

## 13 指定管理者と市のリスク分担

指定期間中の指定管理者と市のリスク分担は、次のとおりとします。

段階	分類	概要	負担する者	
			市	指定管理者
申請段階 準備	申請コスト	申請費用の負担		○
	許認可コスト	管理運営に必要とされる許認可等を取得する費用の負担		○
	引継コスト	業務の引継ぎに要する費用の負担		○
運営段階	需要変動リスク	管理運営の実施計画の不備（利用者数の見積りの誤り等）に関するリスク		○
		施設競合等による利用者減、収入減など当初見込みと異なる状況におけるリスク		○
		市以外の要因による運営費膨張リスク		○
	自主事業リスク	自主事業運営に関するリスク		○
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○	注1	

		施設管理、運營業務の内容に対する住民及び施設利用者からの苦情等の対応リスク		○
施設構造リスク		管理上の瑕疵による施設機器等の損傷リスク		○
		施設構造に起因する場合、若しくは上記以外による施設、設備の損傷リスク	○	注1
損害賠償リスク		管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害賠償リスク		○
		施設、設備の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害賠償リスク	○	注1
債務不履行リスク		市の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
共通	制度・法令変更リスク	管理運營業務に及ぼす関係法令・許認可等の変更等に係るリスク	協議による 注2	
	物価変動リスク	人件費、物品費等の物価変動に伴うコスト変動等によるリスク		○
	不可抗力リスク	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することができない自然的又は人為的なもの）に伴う施設、設備の復旧	○	
		上記不可抗力に伴う業務の変更及び履行不能等	協議による 注3	

注1 基本的には市の負担とするが、指定管理者が、施設構造や機器の不備を認識しているにもかかわらず、市への報告など適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとする。

注2 制度・法令変更により、管理運営に追加費用が発生し、又は減額した場合は、市と指定管理者協議の上指定管理料を変更することができる。

注3 不可抗力により、管理運営に追加費用が発生し、又は減額した場合は、市と指定管理者協議の上指定管理料を変更することができる。

#### 14 質問事項の受付

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年10月3日（月）から令和4年10月21日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール又はFAXで、別紙「質問票」（様式4）により提出してください。  
鴨川市役所 建設経済部 スポーツ振興課  
E-Mail sports@city.kamogawa.lg.jp  
FAX 04-7093-5112
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、質問者に書面又は電子メールにより回答するとともに、ホームページに掲載し公表するものとします。

#### 15 施設見学会の実施

施設見学会を次のとおり開催します。参加を希望する場合は、団体等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日程等
  - ア 開催日時 令和4年10月5日（水） 午前10時から2時間程度

イ 開催場所 鴨川市小湊さとうみ学校（千葉県鴨川市内浦1891番地1）

(2) 参加申込み

ア 申込書の提出

(ア) 提出期限 令和4年10月4日（火）午後5時まで

(イ) 提出方法 施設見学会参加申込書（様式5）に所要事項を入力の上、電子メールにより提出することとする。

(ウ) 提出先 鴨川市役所 建設経済部 スポーツ振興課  
（メールアドレス sports@city.kamogawa.lg.jp）

(3) 施設見学会参加における注意点

ア 見学会での質問は、原則受け付けません。質問がある場合は、「14 質問事項の受付」のとおり受付期間に質問票を提出すること。

イ 市職員が禁止した場所を除き写真撮影を可とする。ただし、利用者や施設内にいる人物を撮影しないこと。

ウ 参加者は3人以内とする。

16 指定申請の表明

申請する意思のある者は、次のとおり、あらかじめ指定申請表明書及び関係書類を提出してください。

(1) 提出書類 ①指定申請表明書（様式6）  
②団体等概要書及び団体等パンフレット

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和4年10月21日（金）午後5時まで（※消印有効）

(4) 指定申請表明後の辞退 指定申請表明書の提出後に申請を取りやめる場合は、指定申請辞退届（様式7）を令和4年10月28日（金）午後5時までに、持参又は郵送により鴨川市役所 建設経済部 スポーツ振興課へ提出してください。

17 指定申請表明書、申請書類等の提出先

鴨川市役所 建設経済部 スポーツ振興課  
〒296-0014 鴨川市太尾866-1  
TEL 04-7093-5111

18 申請書類の提出方法

郵送（書留郵便）又は持参に限ります。

※電子メール、FAXによる提出は認めません。

19 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

## 20 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

## 21 選定委員会

令和4年11月7日（月）に実施します。（予定）

なお、申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いする場合があります。

その際には、時間・場所について後日連絡します。

## 22 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

## 22 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（指定管理者の選定、指定に係る事務に限って使用します。）
- (3) 提出された書類は情報公開の請求により、鴨川市情報公開条例に基づき開示することがあります。企業秘密など、公開されることにより申請者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするなど、適切な措置を講じて提出してください。  
なお、指定管理者の候補者となった団体から提出された書類は、役員名簿等不開示情報を除いて公表します。
- (4) 申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めないこととしますので十分な検討の上応募してください。

# 鴨川市小湊さとうみ学校管理業務仕様書

鴨川市小湊さとうみ学校（以下「さとうみ学校」という。）の指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び関係法令の定めによるほか、この仕様書によることとします。

## I 基本的事項

### 1 管理運営に関する基本的な考え

- (1) さとうみ学校は公の施設であることを念頭に置いて、利用者が安心して安全に利用できるよう努めること。
- (2) さとうみ学校の設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち、公平、公正な管理運営に努め、利用者の信頼に応えること。
- (3) 利用者のニーズを受け止め、利用者のために必要な情報の収集及び提供に努め、サービスの向上を図ること。
- (4) 効率的な施設運営及び管理を行い、経費の削減に努めること。

### 2 法令等の遵守

さとうみ学校の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、関連法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。

### 3 管理物件

指定管理者が管理する施設及び備品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別記「管理物件」のとおりとする。

管理物件について、市の承認を受けた場合を除き、形状・形質等を変更し、又は管理業務以外の目的に使用しないこと。また、管理物件以外の備品を設置しようとするときは、あらかじめ市に協議すること。

## II 運営事項

### 1 施設の休館日

さとうみ学校の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者がさとうみ学校の管理上必要と認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

### 2 開館時間

さとうみ学校の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者がさとうみ学校の管理上又は施設の効用を高めるため必要と認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

区分		利用時間
交流棟	文化交流室及び談話室	午前8時30分から午後5時まで
	多目的室及び客室 (宿泊を伴わない場合)	午前8時30分から午後9時まで
	客室(宿泊を伴う場合)	午後3時から翌日の午前10時まで
	浴室	午前8時30分から午後10時まで
体育館		午前8時30分から午後9時まで
フットサルコート		午前8時30分から午後9時まで

※2日以上継続して宿泊する場合の客室の利用時間は、利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までとします。

### 3 利用料金に関すること

- (1) 施設利用者は、指定管理者に利用料金を支払うものとする。
- (2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- (3) 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- (4) 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

### 4 利用料金の減免

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### 5 利用料金の不還付

納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた基準に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### 5 指定管理期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

### 6 指定管理者の責務

指定管理者は業務にあたり次の点に留意すること。

- (1) 地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びに本仕様書の定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、さとうみ学校が円滑に運営されるように管理しなければならない。また、業務遂行に必要な許認可届出事務等に遺漏のないようにするとともに、市との連絡調整に留意すること。
- (2) 常時、善良な管理者の注意をもって建物及び設備、備品等を良好な状態に保ち、利用しやすい状態を確保すること。
- (3) 施設において事故又は災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、指示に従うこと。
- (4) 管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やか

に市に報告し、指示に従うこと。

## 7 運営体制

- (1) 指定管理者は、「Ⅲ 指定管理者が行う業務」に従事するために必要な人員を確保し、配置すること。
- (2) 業務の遂行に必要な知識等の習得、資質の向上等を図るため、必要な研修等を実施すること。  
また、急病やケガ等に対応するための救急救命研修、生活衛生に係る研修等を実施すること。
- (3) 指定管理者は、市と協議の上、常に利用者及び施設の安全を期すため、消防当局の基準に則り、非常事態に対する自衛防災体制（防火管理者及び自衛消防隊）を組織し、不測の事態に備えること。
- (4) 従事する者は、利用者へのサービスの提供に努めるとともに、プライバシー保護と公平なサービスに十分配慮すること。また、設備、物品管理については、全てを整理整頓し、清潔に保ち、大切に扱うこと。

## 8 事業計画

指定管理者は、指定期間の各年度ごとに、指定申請の際に市へ提出した事業計画書及び収支計画書その他計画書等の内容を踏まえた、年次業務計画書及び年次収支計画書を当該年度の前年度の2月末までに市へ提出すること。

## 9 事業報告

指定管理者は、毎月及び毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、市へ提出すること。

### (1) 指定管理者月間事業報告書

- ① 提出時期 毎月終了後10日以内に提出すること。
- ② 報告の内容 ア 施設の利用状況及び利用料金収入  
イ 施設及び設備の維持管理の実施状況

### (2) 指定管理者年間事業報告書

- ① 提出時期 毎年度終了後2か月以内に提出すること。
- ② 報告の内容 ア 管理業務の実施状況  
イ 利用状況  
ウ 収支決算  
エ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類  
(損益計算書、貸借対照表)

## 10 その他

- (1) 仕様書に記載されていない事項であっても、業務に関する場合、指定管理者は市と協議の上行うこと。
- (2) 運営業務で必要な許認可関係は、指定管理者の責任と負担で行うこと。
- (3) その他、鴨川市の要請及び自ら施設運営に対する提案、協力を行うこと。



### Ⅲ 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は以下のとおりとする。

#### 1 さとうみ学校が提供する業務

##### (1) 施設の設置目的の達成

施設の運営を行うに当たっては、施設の設置目的であるスポーツ及び文化を通じた交流の場を提供することにより多世代間の交流及び地域資源を通じた交流の促進並びに市民の健康の保持増進を図り、もって活力ある地域の形成に資することを第一義として、積極的に自主事業を行うなど、利用者の利便性の向上及び利用の増大を図るよう努めること。

##### (2) 広報活動に関する業務

以下に掲げる各種の媒体を活用し、さとうみ学校の広報に努め、利用促進を図ること。

###### ① 市の広報媒体等の利用

さとうみ学校で行う事業について、市ホームページ、広報かもがわ、各報道機関等、市が使用する広報媒体を活用して広報活動を行うこと。

###### ② その他の広報媒体

指定管理者の発意により、上記に掲げるもの以外の広報媒体を利用して、さとうみ学校の広報を行う場合には、広報内容及び媒体の特性等について事前に市と協議し、承認を得ること。

###### ③ 営業活動

指定管理者の発意により、さとうみ学校に係る営業活動を行おうとするときは、営業する内容及び営業対象等について事前に市と協議し、承認を得ること。

#### 2 さとうみ学校の施設及び設備の維持管理に関する業務

##### (1) さとうみ学校施設の維持管理業務

###### ① 交流棟の管理・清掃（トイレを含む）

ア 日常的な業務として、施設内の点検、清掃（トイレトーパー補充を含む。）を行うこと。

イ 市から預託された施設等の鍵は厳重に保管すること。

###### ② 体育館の管理・清掃（トイレを含む）

ア 日常的な業務として、施設内の点検、清掃（トイレトーパー補充を含む。）を行うこと。

イ 市から預託された施設等の鍵は厳重に保管すること。

###### ③ フットサルコート管理・清掃

フットサルコートについては、定期的に小石の除去、除草等を行うこと。

###### ④ 樹木、草花等の管理

樹木の状況により枝等の剪定、花壇の整備、周辺の除草等を行うこと。

###### ⑤ 駐車場の管理・清掃

さとうみ学校を快適に利用できるよう、駐車場を常に清潔に保つよう努めるとともに、車止め等の設備の適正な維持管理を行うこと。

⑥ 備品及び消耗品の管理

さとうみ学校の管理に必要となる備品及び消耗品は、施設が常に良好な状態で使用できるよう適正に管理、補充を行うこと。

⑦ ゴミ・廃棄物処理業務

指定管理者は、施設から発生するゴミ・廃棄物等の量を抑制するとともに、処理業者による適切な処理のみならず、適切な分別や回収を行い、可能な限り資源化していく取組みをすること。

⑧ 遺失物の処理・保管業務

施設内において遺失物を発見した場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）、遺失物法（明治 37 年法律第 87 号）その他遺失物の取扱いに関する法令の定めるところにより、適法にその処理を行うこと。

⑨ 保険加入

施設の管理運営に際し、施設の不備（施設設置上の瑕疵を除く。）又は業務上の不注意が原因となって第三者に身体障害や財物損壊を与えた賠償事故に対応する保険に加入すること。

(2) さとうみ学校の施設設備の保守管理に関する業務

① さとうみ学校の施設設備について、次に掲げる保守管理業務を行うこと。

- ア 警備業務
- イ 浄化槽清掃
- ウ 受水槽清掃
- エ 電気保安業務
- オ 空調機設備保守
- カ 消防設備保守
- キ エレベーター保守
- ク 自動扉保守
- ケ 浄化槽維持管理保守
- コ 防火対象物定期点検
- サ 特殊建築物等定期点検

(3) 非常事態時の対応

① さとうみ学校内において、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずること。

② 緊急時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、緊急時の対応体制を日ごろから整備しておくこと。

3 談話室、多目的室、客室、浴室、体育館及びフットサルコートの利用の許可並びにさとうみ学校の特別設備等付加の許可に関する業務

(1) 利用許可申請の受付及び決定に関する業務

① 条例第 6 条第 1 項及び第 14 条並びに鴨川市さとうみ学校の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 3 年鴨川市規則第 38 号。以下「施行規則」という。）第 5 条及び第 16 条第 1 項の規定により、鴨川市小湊さとうみ学校利用許可申請

書又は鴨川市小湊さとうみ学校特別設備等付加許可申請書の提出があったときは、これを受け付け、速やかに利用の可否を決定すること。

② 利用の可否の決定に当たっては、条例及び施行規則の規定により適格な審査を行うこと。

(2) 利用許可書等の交付に関する業務

利用の可否を決定したときは、施行規則第6条に規定する鴨川市小湊さとうみ学校利用許可書若しくは鴨川市小湊さとうみ学校利用不許可通知書又は施行規則第16条第2項に規定する鴨川市小湊さとうみ学校特別設備等付加許可書若しくは鴨川市小湊さとうみ学校特別設備等付加不許可通知書を申請者に交付すること。

(3) 利用許可の取消し等に関する業務

利用者が、条例第7条第1項各号の規定に該当すると認めるときは、同項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずること。

(4) 行政手続法及び行政手続条例等に関する業務

利用許可の取消し、許可した事項の変更、利用の中止その他の行政処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政手続法施行令（平成6年政令第265号）並びに鴨川市行政手続条例（平成17年鴨川市条例第7号）、鴨川市行政手続条例施行規則（平成17年鴨川市規則第4号）及び鴨川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年鴨川市規則第5号）の規定を遵守し、適法な手続を行うこと。

(5) 苦情処理及び訴訟に関する業務

① 申請者から、指定管理者の行った行政処分について不服の申し出があったときは、速やかに市長に報告すること。

② 指定管理者の行う管理業務について、訴訟の提起があったときは、速やかに市長に報告するとともに、関係法令を遵守し、適法にその処理を行うこと。

4 指定管理施設の利用及び特別利用に係る料金（以下「利用料金」）等に関する業務

(1) 利用料金を決定するための業務

① 書面により市長の承諾を得て利用料金を定めること。

② 利用料金を変更しようとするときは、変更しようとする月の3か月前までに書面により市長の承諾を得ること。

③ 上記の書面の様式は任意とする。

(2) 利用料金の納付書の交付に関する業務

あらかじめ納付書の様式を作成し、指定管理者の名をもって納付書を交付すること。

(3) 利用料金の領収・整理に関する業務

① 利用料金を現金で集金する場合は、あらかじめ作成された領収書により指定管理者の名をもって領収書を発行すること。

② 利用料金の収納状況を台帳等により整理しておくこと。

(4) 利用料金の催促等に関する業務

① 利用者が定められた期間までに利用料金を納付しないときは、納付の催促を

行い、又は自ら集金を行うこと。

(5) 利用料金の還付に関する業務

- ① 利用料金の還付に関する基準を定めようとするときは、書面により市長の承諾を得ること。
- ② 利用料金を還付すべき事由に該当すると認められるときは、速やかに還付を行うとともに適正な会計処理を行うこと。

5 その他

(1) 利用者アンケートに関する業務

(2) 会計に関する業務

- ① 管理業務に係る経費及び収入については、専用の金融機関口座を開設する等、明確に区分すること。
- ② 管理業務に係る収支決算を行うこと。

(3) 報告に関する業務

- ① 協定事項に基づき、月間事業報告、年間事業報告を行うこと。
- ② 異例に属する事態が発生した場合には、速やかに市長に報告を行い、その指示を受けること。

(4) 避難所としての利用

風水害時に避難所開設指示が出た場合、さとうみ学校の体育館に避難所が開設されることとなるため、直ちに体育館の利用を中止すること。なお、避難所開設の可能性がある場合は、市との情報共有を図りながら、事前に利用申請者と連絡調整を行うこと。

(5) 投票所としての利用

国政、県政又は市政に係る選挙が行われる場合、さとうみ学校の文化交流室に投票所が開設されることとなるため、投票の前日及び当日は文化交流室の利用を中止すること。

(6) 指定期間終了後の引継ぎ

- ① 指定管理者は、指定期間終了後又は指定を取り消された後は、次期管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。なお、次期管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- ② 次期管理者へ引き継ぐ場合、業務期間終了時の1月前を目処に、業務に支障が生じないように適切に引き継ぎ業務を開始することができる。

## 管 理 物 件

## 1 管理施設

## (1) 施設の名称

鴨川市小湊さとうみ学校

## (2) 施設の所在地

鴨川市内浦 1891 番地 1

## (3) 施設の設置目的

スポーツ及び文化を通じた交流の場を提供することにより多世代間の交流及び地域資源を通じた交流の促進並びに市民の健康の保持増進を図り、もって活力ある地域の形成に資するため。

## (4) 施設の規模・構造

ア 敷地面積	約8,420.00㎡
イ 延床面積等	3,278.27㎡
(ア) 交流棟	鉄筋コンクリート造 3階建て
建築面積	931.29㎡
延床面積	2,091.01㎡
1階	792.09㎡
2階	649.46㎡
3階	649.46㎡
(イ) 体育館	鉄骨鉄筋コンクリート 2階建て
建築面積	1,091.15㎡
延床面積	1,187.26㎡
1階	995.93㎡
2階	191.33㎡
(ウ) その他建物	鉄骨その他造、木造他
建築面積	146.81㎡
延床面積	145.05㎡
ウ フットサルコート	3,888.00㎡
エ 駐車場	約15台

## 2 管理備品

### (1) 施設用備品 (家具・什器)

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
交流棟			
2階 多目的室			
脚折りたたみ式テーブル	棚なし、W1800mm	50台	JOINTEX
脚折りたたみ式テーブル用台車		5台	JOINTEX
折りたたみチェア (パッドなし)		190脚	JOINTEX
折りたたみチェア用台車		5台	JOINTEX
脚付両面ホーローホワイトボード	(W1892mm)	2台	JOINTEX
プロジェクター台		2台	JOINTEX
1階 事務室			
ワークテーブル	ナチュラル、W1000×D600	4台	JOINTEX
事務用チェア	肘なし・ブラック	4脚	JOINTEX
上置き用収納	ホワイト、2枚引き違い戸、H1050mm	1台	コクヨ
下置き用収納	ホワイト、オープン/H762mm	1台	コクヨ
J Tロッカー (4人用)		1台	JOINTEX
1階 エントランスロビー			
パンフレットスタンド	4列4段	1台	JOINTEX
消毒液スタンド		1台	JOINTEX
1階 食堂			
会議用テーブル角型	W1800×D900mm	18台	JOINTEX
木製丸椅子 (ナチュラル)		108脚	JOINTEX
1階 玄関			
シューズボックス	6列4段/W1490mm、H1090mm	3台	KOKUYO
シューズボックス	4列6段/W1002mm、H1590mm	2台	KOKUYO
テラロイヤルマット	1800×900mm	2枚	JOINTEX
折りたたみ式傘立A型		1台	コクヨ
1階 職員通用口			
シューズボックス	2列6段/扉付き	1台	KOKUYO
傘立てレイヤースリム	ブラック	1台	コクヨ
テラロイヤルマット	1200×900mm	1枚	JOINTEX
1階 文化交流室			
ワークテーブル	W1000×D600mm、ナチュラル	4台	JOINTEX
事務用チェア	肘なし・ブラック	2脚	JOINTEX
J Tロッカー	4人用	1台	JOINTEX

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
下置き用収納	H762mm、オープン	2台	コクヨ
壁固定金具		2組	コクヨ
カウンターEF ハイ・直線	H1800	1台	KOKUYO
カウンターEF ハイ・90° コーナー		1台	KOKUYO
カウンターEF エンドパネル用左右兼用		2枚	KOKUYO
カウンターEF ハイ・連結金具		1組	KOKUYO
パンフレットスタンド	4列4段	1台	JOINTEX
消毒液スタンド		1台	JOINTEX
シューズボックス	4段/通し棚タイプ	2台	KOKUYO
ミニ傘立角型		1台	コクヨ
ロンステップマット	W1200×D900mm	1枚	JOINTEX
テラロイヤルマット	W1200×D900mm	1枚	JOINTEX
ニュー吸水マット	W1200×D900mm	2枚	JOINTEX
キッズサークルTK ベンチ	W900mm	1台	JOINTEX
キッズサークルTK ベンチ	W1150mm	2台	JOINTEX
キッズサークルTK マット		2台	JOINTEX
キッズサークル 木製収納		1台	JOINTEX
ブロックソファ (コーナー)	ブラウン	6台	JOINTEX
ブロックソファ (スクエア)	W1200mm、ブラウン	1台	JOINTEX
オープンシェルフ		1台	JOINTEX
シェルフ	H1800mm (4段)	2台	JOINTEX
シェルフ	H1400mm (3段)	1台	JOINTEX
シェルフ	H1000mm (2段)	3台	JOINTEX
シェルフ (バックパネル)		5枚	JOINTEX
シェルフ (連結金具)		4組	JOINTEX
ラウンジチェア	木製脚、ブルー	2脚	JOINTEX
ラウンジチェア	木製脚、イエローグリーン	2脚	JOINTEX
ハイテーブル	W1300×D400mm	4台	JOINTEX
ハイスツール	ブルー	2脚	JOINTEX
ハイスツール	イエローグリーン	2脚	JOINTEX
ラウンドテーブル	φ750mm、H1000mm	2台	JOINTEX
OAラウンドテーブル	ナチュラル	2台	JOINTEX
ミーティングチェア	ナチュラル	8脚	JOINTEX
パーティションホワイトボード	W1272×H1600mm、片面掲示板	3台	JOINTEX

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
ワークテーブル	W800×D600mm、ナチュラル	1台	JOINTEX
ミーティングテーブル	W1500×D750mm、ナチュラル	2台	JOINTEX
1階 談話室			
オフィステーブル	W2400×D1300mm、ホワイト脚	2台	JOINTEX
事務用チェア	肘なし・ブルー	4脚	JOINTEX
事務用チェア	肘なし・グリーン	4脚	JOINTEX
体育館			
風除室			
消毒液スタンド		1台	JOINTEX
シューズボックス	6段(24人用)、通し棚タイプ	2台	KOKUYO
テラロイヤルマット	W1800×D900mm	2枚	JOINTEX

## (2) 施設用備品 (家具・什器)

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
交流棟			
3階 客室			
遮光カーテン (客室 301)	W2100×H1600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
レースカーテン (客室 301)	W2100×H1600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル	2枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 302)	W2900×H2600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 303)	W3000×H2600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 304)	W3000×H2600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 305～309)	W4000×H2530、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	10枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 310)	W2800×H2600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 311)	W2800×H2600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 312)	W2700×H2600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
遮光カーテン (客室 313)	W2100×H1600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
レースカーテン (客室 313)	W2100×H1600、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル	2枚	川島織物セルコン
2階 多目的室			
ドレープカーテン (多目的室(1))	W2900×H1400、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
レースカーテン (多目的室(1))	W2900×H1400、片開き、1.5倍ヒダ、 防炎ラベル	2枚	川島織物セルコン



設置場所／品名／規格		数量	メーカー
ドレープカーテン (多目的室(1))	W800×H1910、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(1))	W1900×H1230、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(1))	W1900×H1910、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(2～6))	W1900×H1230、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	10枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(2～6))	W1900×H1910、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	10枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(7))	W1900×H1230、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(7))	W1900×H1910、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (多目的室(7))	W3900×H1600、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
レースカーテン (多目的室(7))	W3900×H1600、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル	2枚	川島織物セルコン
1階 食堂・ランドリー			
ロールスクリーン (ランドリー)	W2690×H1100、チェーン式、防災ラ ベル	1台	立川ブラインド
ドレープカーテン (食堂)	W1900×H1230、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	4枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (食堂(個室))	W1800×H1900、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (食堂(個室))	W2100×H1900、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	1枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (食堂(個室))	W1800×H1150、片開き、1.5倍ヒダ、 防災ラベル、共布タッセル縫付け	2枚	川島織物セルコン
1階 文化交流室			
ロールスクリーン (文化交流室(ポーチ))	W1840×H2060、チェーン式、防災ラ ベル、持出金具に設置	1台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(北側))	W1800×H1370、ワンポール式	1台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(北側))	W1580×H1180、ワンポール式	1台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1580×H1180、ワンポール式	1台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1750×H1820、ワンポール式	2台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1800×H1820、ワンポール式	1台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1750×H1820、ワンポール式	1台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1800×H1820、ワンポール式	2台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1750×H610、ワンポール式	1台	立川ブラインド

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
ブラインド (文化交流室(南側))	W1750×H1170、ワンポール式	1 台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1710×H610、ワンポール式	2 台	立川ブラインド
ブラインド (文化交流室(南側))	W1710×H1160、ワンポール式	2 台	立川ブラインド
ブラインド (事務室)	W1710×H1820、ワンポール式	1 台	立川ブラインド
体育館			
2 階			
暗幕カーテン (キャットウォーク)	W2200×H1170、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	14 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (キャットウォーク)	W2200×H1180、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	2 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (控室(2)(アリーナ側))	W600×H530、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル	1 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (控室(2)(ステージ側))	W900×H820、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル	1 枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (控室(2))	W1000×H1200、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	2 枚	川島織物セルコン
ドレープカーテン (控室(2))	W1000×H1020、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	2 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (放送室(アリーナ側))	W600×H530、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル	1 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (放送室(ステージ側))	W900×H820、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル	1 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (通路(放送室前))	W1900×H1210、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (通路(ステージ裏))	W1900×H1020、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	4 枚	川島織物セルコン
暗幕カーテン (ステージ袖)	W1900×H2160、片開き、1.5 倍ヒダ、 防炎ラベル、共布タッセル縫付け	1 枚	川島織物セルコン
カーテンレール (ステージ袖)	W1820、シングル	1 式	TOSO

### (3) 施設用備品 (事務用備品等)

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
交流棟 (事務室)			
ノートパソコン	AMD Ryzen 5、8GB RAM、512GB SSD、 14 型フル HD 液晶、Windows10 Home 64 Microsoft Office Home and Business 2019	2 台	Lenovo
インクジェット複合機	両面印刷対応インクジェットプリンター スキャナー・コピー・FAX対応	1 台	Brother
MeshWifiルーター	Wi-Fi6 対応、両バンド合計 3000Mbps WPA3、TP-LinkHomeCareTM	14 機	Deco
電話機 (子機 1 台付き)	電話帳(子機) 150 件、着信メモリー 30 件、デジタル留守録 約 12 分、中継 アンテナ対応	2 台	Panasonic

## (4) 施設用備品 (管理用備品等)

設置場所/品名/規格		数量	メーカー
交流棟 (メイン玄関・文化交流室の各入口)			
非接触型温度計	三脚スタンド付き、高さ調節可	2台	omron
業務用掃除機	消費電力 1150W、吸込仕事率 380W、集塵容積 5.0ℓ、紙パック方式	2台	Panasonic
ハンディ掃除機		2台	
体育館 (風除室)			
非接触型温度計	三脚スタンド付き、高さ調節可	1台	omron
校庭			
草刈り機	排気量 22.8ℓ、Uハンドル、混合燃料燃料タンク 0.58ℓ	1台	共立

## (5) 体育用備品

設置場所/品名/規格		数量	メーカー
フットサルコート			
Jr サッカーゴール	サイズ：間口寸法 H2150×W5000 材質等：(本体)アルミ合金製 アルマイト処理後電着塗装(一部焼付塗装) (ネットフック)アルミ合金製 適合等：JFAサッカー施設用具ガイドライン準拠製品、SG基準適合製品	1対	ルイ高
Jr サッカーゴールネット	網目：四角目 結節：なし 材質：ポリエチレン	1対	ルイ高
屋外用フットサルゴール	サイズ：間口寸法 H2000×W3000 材質等：(本体)アルミ合金製 アルマイト処理後電着塗装(一部焼付塗装) (ネットフック)樹脂製 適合等：JFAサッカー施設用具ガイドライン準拠製品、SG基準適合製品	3対	ルイ高
フットサルゴールネット	網目：四角目 結節：あり 材質：ナイロン	1対	ルイ高
ミニサッカーゴール折りたたみ式	サイズ：H1000×W2000×D1000 材質等：アルミ合金製 アルマイト処理後焼付塗装	3対	ルイ高
砂袋	サイズ：奥行 420、横幅 750 材質等：(外皮)防水帆布 (内皮)ナイロン製 その他：15kgのウエイトとして使用可	24個	ルイ高

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
コーナーフラッグ金具 置敷式	サイズ：奥行 407・横幅 312・厚み 9 材質等：(プレート部)鉄製メッキ仕上げ (ポール差込部)ステンレス製	1 対	ルイ高
コーナーフラッグ	サイズ：(ポール)L1600、φ43 (フラッグ)縦 295、横 390 材質等：(ポール)硬質PVC	1 対	ルイ高
コートブラシ	サイズ：1500×1700 材質等：(毛)塩化ビニル (柄)スチール製、ポリエチレン接着被膜	6 本	Senoh
ベンチ	サイズ：幅 1800 材質：(座面)ポリプロピレン製 (脚)ステンレス製	6 脚	Senoh
体育館			
折りたたみ式フットサルゴール	サイズ：間口寸法 H2000×W3000 材質等：(本体)アルミ合金製 アルマイト処理後電着塗装(一部焼付塗装) (ネットフック)樹脂製 適合等：JFAサッカー施設用具ガイドライン準拠製品 その他：ゴム板付き	1 対	ルイ高
フットサルゴールネット	網目：四角目 結節：あり 材質：ナイロン	3 対	ルイ高
ハンドボール用ゴール	材質等：アルミ合金製、焼付塗装 適合等：(公財)日本ハンドボール協会検定品 その他：ネットスティック、ゴム板付き	2 対	ルイ高
ハンドボールゴールネット	網目：四角目 結節：あり 材質：ナイロン	2 対	ルイ高
バレーボール支柱	材質：アルミ製 適合等：日本バレーボール協会推薦品 SG基準適合製品 その他：ベベルギア式 底部ゴム・ネット巻器付き	2 組	Senoh
バレーボール支柱カバー	材質等：ポリエチレン、ウレタン2層式 適合等：日本バレーボール協会推薦品	2 組	Senoh
6人制バレーボールネット	網目：四角目 結節：なし 材質：ポリエステル製 適合等：日本バレーボール協会公認品	2 張	Senoh
バレーボール用アンテナ	サイズ：長さ 1800mm 材質：グラスファイバー製 適合等：国際バレーボール連盟認定品 日本バレーボール協会公認品	2 組	Senoh
バトミントン・ソフトバレーボール・インディアカ兼用支柱	サイズ：鋼管φ40、厚さ 3.5mm 適合等：日本バトミントン協会検定審査合格品	2 台	Senoh

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
バトミントンネット	材質：ナイロン製 適合等：日本バトミントン協会検定 審査合格品	2張	Senoh
ソフトバレーボールネット	材質：ポリエチレン製 結節：あり 適合等：日本バレーボール協会公認品 検定S級	2張	Senoh
審判台（多種目兼用型）	サイズ：幅784×奥行745×高さ1572 適合等：日本バレーボール協会推薦品 その他：移動車付き。高さ調節可。	2台	Senoh
卓球台	材質：(板)メラミン化粧張パーティ クルボード (脚)スチール製 適合等：日本卓球協会検定品 その他：ネット・移動車付き、内折式	4台	Senoh
卓球フェンス	サイズ：幅2000×高さ750 材質：(カバー)外側 ナイロン製 内側 アルミシート 中綿 発砲ポリエチレン (フレーム)スチール製 その他：カバーは災害時に取り外し、 床面に敷いてクッション性 の確保と防寒対策ができる。	12台	Senoh
卓球ボールケースDX	サイズ：(袋)縦300×横400×深さ150 材質：(袋)ポリエステル製 (フレーム)スチール製 その他：キャスター付き	8台	鶯沢ネット
モップハンガー	サイズ：幅930×奥行505×高さ1375 材質等：スチール製、粉体塗装 その他：12本掛け	1台	Senoh

(6) 運動用品（消耗品）

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
事務室			
サッカーボール	4号球（小学生用）、検定球	3個	molten
フットサルボール	4号球（中学生以上用）、検定球	8個	molten
フットサルボール	3号球（小学生用）、検定球	8個	molten
バトミントンラケット		30本	ヨネックス
バトミントンシャトル		10セット	ヨネックス
卓球ラケット		16本	VICTAS
卓球ボール		1箱	ニッタク
バレーボール練習球	4号球（中学生・婦人用）	4個	molten
ソフトバレーボール	ファミリー・トリム用 (公財)日本バレーボール協会検定球 日本ソフトバレーボール連盟公認球 (公財)日本レクリエーション協会推薦球	2個	molten

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
ソフトバレーボール	小学校 低・中学年用 日本ソフトバレーボール連盟公認球 (公財)日本レクリエーション協会推薦球	2 個	molten
バスケットボール	5号球 (小学生用)	2 個	molten
バスケットボール	6号球 (中学生以上の女子用)	2 個	molten
バスケットボール	7号球 (中学生以上の男子用)	2 個	molten
体育館			
体育館モップ	90cm	4 本	Senoh
卓球得点板ミニ		4 台	三英
ボール拾い		4 本	鷺沢ネット

(7) その他物品 (消耗品)

設置場所／品名／規格		数量	メーカー
交流棟、体育館			
インド綿混ルームサンダル	M・23.5～25.0cm、前開き、ブルー	150 足	無印良品
インド綿混ルームサンダル	L・25.0～26.5cm、前開き、ブルー	50 足	無印良品

※今後、ベッドやテーブル、イス、ハンガーラックなどの寝具家具類を購入予定です。

※その他、清掃や施設の管理運営に必要な備品・消耗品あり。

別 記

第1号様式（第2条関係）

## 鴨川市公の施設の指定管理者指定申請書

令和 4 年 10 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

申請者

所在地 千葉県鴨川市太尾866-1

団体名 一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川

代表者氏名 代表理事 渡辺 淳一

担当者及び連絡先

氏名

連絡先 TEL：04-7092-1114

鴨川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、申請者の概要は、別紙のとおりです。

記

### 1 管理を希望する公の施設の名称及び所在地

施設の名称 鴨川市小湊さとうみ学校

施設所在地 千葉県鴨川市内浦 1891 番地 1

### 2 添付書類

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 法人以外の団体にあっては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (5) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- (6) 過去3箇年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (7) その他市長が指定する書類

## 申請者の概要

名 称	一般社団法人 ウェルネススポーツ鴨川
種 別	☐社団法人・財団法人・NPO 法人・中間法人・株式会社・有限会社・ 合名会社・合資会社・その他法人（ ）・ 権利能力なき社団・その他
主たる事務所	〒296-0014 千葉県鴨川市太尾866-1 電 話 04-7092-1114 FAX 04-7093-5112
代 表 者	住 所 千葉県いすみ市岬町883 氏 名 渡辺 淳一
目 的 ・ 事 業	平成30年度に策定された鴨川市「スポーツを通じた地域振興基本計画」に基き、 官民連携して設立された地域スポーツコミッション 【目的】(定款より) (1) スポーツを通じて、文化、観光、農林水産業、商工業等、他の分野・産業と連携し、地域振興を図ること (2) スポーツ・文化施設やアウトドアスポーツに適した地域の自然環境を活かし、地域振興を図ること (3) スポーツを人々の日常として定着させ、新しいライフスタイルを提案して人々の健康増進を図ること (4) スポーツによる地域のイメージアップを図り、人口流出の阻止、地域内への移住・定住の促進に寄与すること 【事業】(定款より) 第4条 当法人は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。 (1) スポーツや文化の大会・イベント、合宿・キャンプを企画・誘致・運営する事業 (2) スポーツ・文化施設の指定管理を受託し、効率的に管理・運営する事業 (3) スポーツ・文化を軸とする新たなライフスタイルを提案し、ヘルスツーリズム等を推進する事業 (4) 前各号に付帯関連する一切の事
資本金又は基礎財産等の額	なし
設 立	平成 31 年 3 月 22 日
指定管理者としての実績 (他の地方公共団体での実績を含む)	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
備 考	

(注) この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。



## 管理業務に関する事業計画書

申請者

所在地 千葉県鴨川市太尾 866-1  
団体名 一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川  
代表者氏名 代表理事 渡辺 淳一

### 1 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

(1) 施設の現状に対する考え方について記入してください。

#### 【地域の大切な学校が生まれ変わった、市民交流の場】

旧小湊小学校の校舎・体育館・校庭をリノベーションして令和3年度に竣工した「小湊さとうみ学校」は、今年度、鴨川市の直営により、合宿棟・交流棟の多目的室・浴室・文化交流室・談話室、屋内運動場（体育館）、屋外運動場（人工芝グラウンド）が供用されている。

本施設は地域にとって大切な場であった学校が生まれ変わった意義深い空間である。

屋内運動場では当法人により「放課後マルチスポーツ教室」「親子 de マルチスポーツ教室」が定期的で開催され、地域の子どもたち、親子に「遊び」をコンセプトに運動機会を提供するプログラムが実施されている。

文化交流室には日々地域の住民が集い、放課後や休日の時間帯には近隣に住まう子どもたちが集まり、グラウンドで遊んだり、宿題に取り組みながら、地域のお年寄りと交流を図るなど、すでに施設のコンセプトでもある、市民交流の場としての機能を果たし始めている。

#### 【宿泊施設にとどまらない、市民を中心としたスポーツ・文化の活動・交流拠点】

令和5年4月からは宿泊機能が供用される予定の本施設であるが、当法人としては、本施設の宿泊機能を第一にとらえることは、周囲の宿泊施設との差別化を図れず、本施設の特徴を發揮できないことにつながり、さらには民間の宿泊施設に対する民業圧迫にもなりかねず、あくまでも、市民を中心としたスポーツ・文化の活動・交流拠点としてとらえ、その中の一機能として宿泊・合宿機能を位置づけるべきと考える。

すなわち、スポーツ・文化向けの施設としての付加価値を向上する取り組みを展開することで、本施設の地域における存在意義が高められ、結果として、口コミやSNSでの情報発信、ターゲットへの効果的なプロモーションにより、宿泊を伴う市外からの利用も増えていくことが期待される。

#### 【新規施設ゆえの不十分な周知・低調な利用者数】

本施設の存在は認知されつつあるものの、一方で詳細を知らない人も多く、利用申込方法について周知が徹底されていないこともあり、令和4年2月～8月の利用者数は約1万人、使用料収入は約100万円と低調な状況にある。

まずは広く鴨川市民に施設について広報し、知らしめる努力が必要である。

#### 【求められる施設全体の利用】

本施設は大きく合宿棟・交流棟・屋内運動場・屋外運動場（人工芝グラウンド）の4つのパートからなるが、令和4年度は宿泊機能が供用されていないこともあり、施設の全体的な複合的利用が促進されていない。特に、食堂・浴室・多目的室については利用率を向上させていきたいところである。

### 【単なる施設利用ではなくプログラムの付加を】

施設利用の促進において、重要なことは、単なる施設利用を受け付けるだけでなく、施設を活用して展開されるプログラムの提供である。市民、さらに市外の人たちにとって利用のきっかけとなる魅力的なコンテンツを準備していくことが不可欠である。

### 【さまざまな媒体を活用したプロモーションを】

前述したように、本施設は新しく開設されたばかりであり、周知はまだ不十分と言える。紙媒体やウェブ・SNSなど、ターゲットに応じた適切な情報媒体を使い分けて複合的に広報していくことが求められる。口コミも醸成し、安定した利用者の獲得に向けて最も重要となるリピーターづくりも目指していく必要がある。

プロモーションの第1段階としては、施設のコンセプト・性格からも、地元に住まう市民向けに丁寧なプロモーションを効果的に継続していくことが肝要である。

(2) 指定管理者の指定を申請した理由について記入してください。

### 【スポーツによるまちづくりを地元で展開する団体としての使命】

当法人は、平成31年3月、平成30年度に鴨川市によって策定された「スポーツを通じた地域振興基本計画」に基づき、官民が連携して設立された地域スポーツコミッションであり、鴨川市においてスポーツによるまちづくりを推進する上で、その中核的な役割を担う、極めて公益性の高い活動を展開する団体である。

「小湊さとうみ学校」はスポーツ・文化をテーマに「学び」「集まり」「見つける」場であり、まさに当法人にとって、本施設の指定管理を受託し活用することは、地域に対して果たすべき使命である。

当法人の主要事業は、以下の通りであり、本施設の運営にも落とし込んでいく。

#### ① スポーツイベント・キャンプ事業

- スポーツイベントの企画・運営
- スポーツイベントの開催支援
- スポーツキャンプの誘致・支援

#### ② 施設活性化事業

- スポーツ・ウェルネスプログラムの企画・実施
- スポーツ・文化施設のビジョン策定

#### ③ 地域スポーツ文化創造事業

- ウェルネス推進：ウェル kamo
  - ▶ ウェル kamo キッズ：子ども向け運動能力・体力増進プログラム  
放課後マルチスポーツ教室  
親子 de マルチスポーツ教室
  - ▶ ウェル kamoBIZ：働き盛り世代の健康増進プログラムの市内企業への出張実施  
親子 de マルチスポーツ教室
  - ▶ ウェル kamo 教室：シニア世代を中心とした健康増進・介護予防プログラム  
ウェル kamo 教室
  - ▶ パラスポーツ普及推進
- マリン・ビーチ・アウトドアスポーツ推進
  - ▶ マリン・ビーチアクティビティ普及推進
  - ▶ サイクルツーリズム推進：e-bike・スポーツバイクを活用したツアー・プログラムの実施、サイクルイベント・ツアー・プログラムの企画・開催支援  
鴨川サイクルロゲイニング  
ロゲイニング×スタディ（ロゲスタ）
  - ▶ 健康経営支援：アウトドア環境、総合運動施設、地域資源を活用した企業向け

福利厚生・研修プログラムの提供（大人の運動会、鴨川×ウェルネス×BIZツアー）

ロゲイニングスタディ（ロゲスタ）

### 【地元の団体だからこそその廃校活用への思い】

「小湊さとうみ学校」は、閉校した旧小湊小学校の施設群をリノベーションして誕生した施設である。地域において学校は、そこで生まれ育った人々が貴重な子ども時代を過ごし、学び、仲間たちとの縁を育んだ特別な空間であり、学校から響きわたる子どもたちの声は地域に活気を与えていたはずである。小湊小学校の閉校において、地域の人々にさまざまな葛藤があったことは想像に難くない。

当法人は、地元で立地する団体であり、当法人の役員・職員の多くは地元で生まれ育った者、地元でいま住まう者で構成されている。そして、小湊小学校の閉校、天津小湊小学校への統廃合を当事者の一人（保護者）として経験した者もいる。

そのように、地域にとって特別な意義をもつ「小湊さとうみ学校」においては、単なる管理のノウハウや経済性、事業企画・実施の巧みさだけではなく、バックボーンに流れる地元への思い、地元の人々とのネットワークが、地域と連携した円滑な管理・運営において重要になると考える。

このことは、本施設のコンセプトである『「学び」、「集まり」、「見つける」場』の実現に向けて、管理・運営する者に求められる不可欠な要素であり、当法人は間違いなく、最も強く、その要素を持ち得ている団体であると自負している。

### 【鴨川市に特化した活動で得た知見・経験・信頼関係】

当法人は鴨川市で活動する地域スポーツコミッションであり、メインとなる活動のフィールドは鴨川市である。

設立以来、数年にわたって、子どもや親子、シニアを対象に運動教室や健康教室を展開したり、市内こども園に出張しての運動指導、高機能体組成計や画像診断、アンケート、ヒアリングなどを通じて、市民のスポーツへの親和度、運動能力などを調査している。また、アウター事業としては鴨川市をフィールドにした「ロゲイニング」の企画・実施を継続してきている。

鴨川市に特化した活動により、当法人はさまざまな知見・経験を得て、また、参加者や関係者との信頼関係も構築されており、展開してきた事業には高い評価も得ている。

小湊さとうみ学校におけるプログラムでは、「どこでもできるプログラム」（普遍性）ではなく、地域特性を活かした「鴨川でしか、小湊さとうみ学校でしかできないプログラム」（地域性）を展開することが重要であり、市民の参加促進にはこれまで培われた信頼関係が大きな力が発揮されるはずである。

この特徴は、地元で根ざした団体として、当法人が持つ最大のアドバンテージの一つであり、本施設の運営においても十二分に活かされるものと確信している。

### 【スポーツによるまちづくりの実績】

当法人は本施設の趣旨にも合致する「スポーツによるまちづくり」を推進している団体であるが、運動・健康づくりのプログラムや、スポーツ・ウェルネスツーリズムの推進、視察受け入れ等、以下のような実績を積み重ねてきている。

それらで得た知見やノウハウを本施設の運営に投入していきたい。

- ① 親子 de マルチスポーツ教室（親子向けの“あそび”をテーマとした運動教室）  
令和3年度 のべ約120人参加（約10人／月×12ヶ月）  
令和4年度 のべ約120人参加（約20人／月×6ヶ月） \*6ヶ月経過時
- ② 放課後マルチスポーツ教室（ジュニア向けの“あそび”をテーマとした運動教室）  
令和3年度 のべ約1,440人（約60人／月×2曜日×12ヶ月）  
令和4年度 のべ約1,440人（約80人／月×3曜日×6ヶ月）  
\*6ヶ月経過時

- ③ 個人向けロゲイニング「鴨川サイクルロゲイニング」
- |       |                  |       |
|-------|------------------|-------|
| 令和2年度 | 鴨川サイクルロゲイニング2020 | 68人参加 |
|       | 鴨川春ロゲ2021        | 20人参加 |
| 令和3年度 | 鴨川夏ロゲ2021        | 20人参加 |
| 令和4年度 | 鴨川初夏ロゲ2022       | 37人参加 |
- ④ 団体向けロゲイニング「ロゲイニング×スタディ（ロゲスタ）」
- |       |                |      |
|-------|----------------|------|
| 令和3年度 | 千葉県立柏高等学校      | 312人 |
|       | 浦安市立日の出中学校     | 150人 |
| 令和4年度 | 鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷第三中学校  | 156人 |
|       | 浦安市立入船中学校      | 91人  |
|       | アシザワファインテック(株) | 45人  |
|       | 資生堂美容技術専門学校    | 268人 |
- ⑤ 視察受け入れ
- |       |              |
|-------|--------------|
| 令和3年度 | 九十九里地域観光連盟   |
| 令和4年度 | 矢板スポーツコミッション |
- ⑥ 大会・合宿誘致・運営
- 2020東京五輪 女子サッカーオランダ代表チーム 事前キャンプ誘致・運営  
 ブラインドサッカー日本女子代表チーム 合宿誘致・実施支援  
 JFAビーチサッカー関東大会・関東ビーチサッカーリーグ等 誘致・運営
- ⑦ その他
- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 令和2年度 | 第8回スポーツ振興賞                         |
|       | 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構 会長賞 受賞       |
|       | 「BOSO（房総×防草）草刈サミット」                |
| 令和2年度 | Sports in Life コンソーシアム連盟 加入（スポーツ庁） |
| 令和3年度 | スポーツエールカンパニー 認定（スポーツ庁）             |

### 【スポーツが苦手な人たちへのアプローチ】

当法人は地域における「スポーツの日常化」「スポーツ文化の醸成」を大切なテーマに諸活動を計画・展開している。

そのためには、スポーツを得意とする人たちやスポーツに興味がある人たちだけでなく、スポーツが苦手な人たち、スポーツを敬遠する人たちへのアプローチが重要である。当法人ではむしろそのような層を対象に、“あそび”や“楽しさ”の視点を第一にしてハードルを下げた各種事業を企画・実施している。

結果として、スポーツを「する」「見る」「支える」人たちを増やし、本施設の市民利用の促進にもつながっていくことになる。

このアプローチは文化活動の推進においても同様に大切であると考えている。

### 【スポーツ・アクティビティと宿泊が融合した施設の運営ノウハウの活用】

当法人には、タラソセラピーの施設運営を経て、現在ではリゾートホテルのスパ・アクティビティのプログラム設計やスタッフ教育などの業務を経験しているスタッフもおり、また、旅館業法上の施設（簡易宿所）の申請・運営を行い、スポーツチームの合宿受入の経験をもつスタッフも有している。そのノウハウやそれらの人財のもつ人的ネットワークを本施設にも投入していきたい。

### 【管理・運営で得た収益の地域への還元】

当法人は鴨川市に登記された団体であり、スタッフのほとんどは鴨川市に居住している。当法人の活動目的は、鴨川市におけるスポーツによるまちづくり、という極めて公益性の高いものであり、それに関係する事業・活動を展開している。

すなわち、仮に本施設の管理・運営で当法人が収益を得たとしても、その収益は当法人の目的に合致した、鴨川市のスポーツ振興や観光振興、福祉、健康推進、教育等に資する公益的な活動に二次的に活用されることとなり、鴨川市外に流出することはない。

本施設の趣旨・目的を鑑みた時、このことは当法人が指定管理を受託する上で、鴨川市にとっても大きなストロングポイントと言える。

### 【地域スポーツコミッションの持続可能性への挑戦】

スポーツ庁を中心として、国が推進して設立されてきている地域スポーツコミッションの普遍的な課題として、活動を持続していくための財源の確保がある。地域スポーツコミッションの事業の多くは公益性の高いものであるが、残念ながら、一般的なビジネスとは異なり、収益を確保することは難しい事業ばかりである。そのために、地方自治体等からの補助や委託による財政的支援が必要であるが、地方創生を目途として設立された地域スポーツコミッションが立地する多くの地域は財政状況が芳しくなく、鴨川市もまた例外ではない。

わかりやすく言えば「地域のためにやることはあるが、やるためのお金がない。結果、人も雇えない」というジレンマに陥っている地域スポーツコミッションにおいて、官民連携をしての持続可能性の実現は重要な課題である。

当法人としても、本施設の指定管理を受託することにより、財務的にも安定した持続可能性のある地域スポーツコミッション組織に進化させ、まさに当法人の目的・事業にも合致する、スポーツによるまちづくりの場として本施設を拠点として活動を展開し、全国に先駆けたモデルケースを提起したいと考える。

## (3) 施設の将来展望・有効活用について記入してください。

### 【安定的な利用者・リピーターの確保】

目下の課題は、安定的な利用者の確保であり、紙媒体やウェブ・SNSの各種媒体や旅行代理店の販路等を活用して、さまざまなチャンネルを通じて、市民、及び市外の利用者を増加させていく。新規利用者の獲得とともに、リピーターを確保し、スポーツ・文化団体にある横のつながりを活かして、口コミを醸成し、利用者を確保していく。

### 【市内外のスポーツ・文化の活動・交流拠点】

単なる施設利用の提供のみならず、本施設を活用したスポーツ・文化のイベントや体験教室・プログラムを企画または誘致、実施し、鴨川市におけるスポーツ・文化活動の一拠点としての位置づけを確立する。実施にあたっては、地域で活動する各種スポーツ・文化団体と協働し、市民の当事者側・提供者側への参画を図る。

市総合運動施設、一戦場スポーツ公園、千葉県立内浦山県民の森等の他施設とも連携し、スポーツにおいては、サッカーやフットサル、バスケットボール、ハンドボールといったメジャースポーツのみならず、ユニバーサルスポーツやニュースポーツ等、ニッチなカテゴリーの活動拠点として特色のある施設像を目指す。結果、リピート率の高い“濃い”ユーザを獲得する。

このような取り組みにより、本施設を市内外のスポーツ・文化活動を通じた学びと交流の空間として深化させていく。

### 【施設内にとどまらない地域へのターミナル】

施設内で完結する活動だけでなく、当法人が数年来推進している「ロゲイニング」(地

図をヒントに、制限時間内に、地域に設定されたポイントをまわり、各ポイントに設定された得点を獲得して総合得点を競うフィールドゲーム。新たなまち歩きコンテンツとしても注目されてきている）や、レンタサイクルの提供、ガイド付きツアー等を実施し、利用者が地域にも出るような地域へのターミナルの役割を果たす。

結果として、利用者と周辺住民との交流も生まれ、地域住民にとって本施設の存在意義がより高められることが期待される。

#### 【内浦海岸ビーチとの連携】

本施設の眼前には、内浦海岸の砂浜が広がっており、夏季には海水浴場が開設されたり、近年、鴨川市観光協会によって「ウォーターアイランド」等のアトラクションが設置されたりしている。海・砂浜は鴨川市の誇る地域資源であり、本施設を拠点として、マリン・ビーチスポーツ・アクティビティのプログラムを提供する。また、当法人が市から管理委託を受けているサーフィン体験の備品も活用し、比較的波が穏やかなサーフィン初心者に適した内浦湾の環境を活かし、サーフィン体験プログラムを提供する。

マリン・ビーチプログラムの提供に欠かせない、シャワー・入浴機能を兼ね備えた本施設の特性を活かすことができ、また、食堂部分はアクティビティ後のバーベキュー等、参加者の交流等にも利用できる。

あわせて、ビーチクリーン等を地元と連携して行い、環境保全にも努める。

#### 【太平洋岸自転車道を活用したサイクリストの拠点】

本施設の海側に走る国道 128 号線は、千葉県から和歌山県に至る約 1,400km の「太平洋岸自転車道」のルートとなっており、鉄道駅（JR 外房線 安房小湊駅）、高速バスターミナル（安房小湊駅前バス停）、安房小湊駅前無料駐車場という、列車、バス、自家用車それぞれにアクセス性の高い環境において、「レイル・アンド・ライド」「パーク・アンド・ライド」の拠点として有用である。

さらに、JR 外房線には JR 東日本のサイクルトレイン「B.B. BASE」（自転車をそのまま車内に持ち込み、乗車が可能）が運行されている。

シャワー・入浴機能を提供できる本施設は、近年多くのサイクリストが訪れている当地域をサイクリングする人々の立ち寄り地、一大拠点に進化する可能性を秘めている。

#### 【旧保育所・旧幼稚園・旧中学校等の活用検討】

本施設は、旧小湊小学校のほか、旧小湊中学校・旧小湊幼稚園・旧ひかり保育所の敷地内に位置しており、それらの施設は現在遊休施設となっている。本施設の利用促進にあわせて、将来的にはそれらの遊休施設も適宜活用し、他事業者と協働して新たな機能・サービスを加えるなど、地域の中核拠点としての拡充・発展の可能性を秘めている。

今後の施設の発展にあわせて、将来的に、市、地域住民とともに、これらの遊休施設の利活用について前向きかつ丁寧に検討する場を設けていきたいと考える。

#### 【インバウンドへの展開】

コロナ禍により、一時激減した外国人観光客であるが、入国要件の緩和、さらに急速に進む円安の影響で、劇的な V 字回復の兆しを見せている。日本は多くの国において人気の高い旅行先となっているが、今後、東京から京都・大阪といういわゆる「ゴールデン・ルート」に加え、日本の日常、原風景をより体感できる地域への旅行客も増えていくものと見られ、成田・羽田両国際空港からも近い房総半島にも多くの外国人観光客が訪れることが期待される。

日蓮上人ゆかりの誕生寺や天津神明宮といった歴史ある神社仏閣を擁し、むかしながらの漁村の情景、里山・里海の風景が残る当地域はインバウンド需要にも十分に応えられるものであり、外国人観光客向けのツアーやプログラム等を企画・提供していきたいと考える。

### **【親子・多世代交流と伝統文化・産業継承の場】**

本施設ではすでに、文化交流室を中心として、地域の高齢者が集ったり、放課後や休日に地域の子どもの遊び場となっており、また、当法人により、親子や子どもを対象にした運動教室も展開されており、本施設のコンセプトとしても掲げられている親子の交流、多世代の交流が自然なかたちで生み出されつつある。

今後は、例えば、地域の“生き字引”とも言えるお年寄りを講師として、地域に伝わる伝承や文化、漁業や農業、菓子製造などの地場産業を伝えるワークショップを企画・実施したり、親子向け、子ども向けの運動教室をより発展させ、実施していくことで、本施設を親子・多世代交流と伝統文化・産業継承の場へと昇華させていく。

### **【新たなまちづくりが始まる空間】**

本施設の運営、及び付随する取り組みによって、本施設に集った地域内外、老若男女の多様な人々が学びあい、自身の可能性や地域に潜在する魅力を見つけ出し、互いに化学反応を起こし、新たなまちづくりが始まる空間となることを究極的には目指す。

## 2 業務の具体的な実施計画

(1) 施設を維持管理するための基本的な考え方、具体的な方法を記入してください。

### 【安全性・清潔の担保】

施設の維持管理において、最も重要なことは、安全性と清潔の担保である。日常業務の中で、施設の清掃、こまめな安全点検を最優先に行う。具体的には、管理責任者を選任し、別途作成する管理・清掃マニュアルに基づいて、各スタッフが分担して清掃・安全点検を行い、チェックリスト等を用いて、遺漏なく業務を遂行していく。

### 【法令遵守】

施設は法令を遵守し、運営されなければならない。各種法令の基準に則り、管理業務を計画した上で、各種設備の保守点検を行っていく。業務に当たっては、必要に応じて、専門的知識・資格を有する事業者への再委託を活用する。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時の体制・対策について記入してください。

### 【機械警備・警備会社への委託】

防犯・防災対策としては、機械警備を含む、警備会社への業務委託を行い、閉館時の保安を確保する。

### 【緊急時マニュアル】

災害、事故等の緊急事態の発生に備えて、緊急時のマニュアルを作成し、万一の際の利用者の安全確保、施設の保全措置を講ずる。マニュアルとともに、緊急時の対応体制を明記する。

### 【定期的な訓練の実施】

前項の緊急時マニュアルに基づき、法令で定められた項目も含み、定期的な緊急時の対応訓練をスタッフが参加して実施する。

### 【地元在住スタッフによる緊急対応】

当法人の職員は基本的に地元のスタッフで構成され、本施設に自動車にて数分で到達できる場所に居住するスタッフもいることから、前述の緊急時の対応体制に基づき、緊急時にはいち早く現場に急行し、被害を最小限に留めるようにする。

なお、宿泊利用時には、宿直スタッフを現場に配置し、万一の事態に対応する。

### 【地域の避難所としての対応体制】

本施設は、本施設を含む敷地内に津波避難タワーが設置されるなど、地域における災害時の避難所としての重要な役割を担っている。

そのため、本施設の管理・運営にあたっては、地震や津波、風水害等の災害が発生した際を想定した周辺住民の避難受け入れ、適切な誘導等を鴨川市に協力して行えるよう、施設単独の防犯・防災対策にとどまらない広い視野での対応体制づくり、スタッフの意識醸成に努める。



(3) 市民サービスの向上や、市民要望の把握の方法、また、それをどのようにサービスに反映しようと考えているか記入してください。

**【利用者へのアンケート】**

利用者に紙媒体及びオンラインでのアンケートを実施し、その結果を施設の管理・運営にフィードバックし、改善していく。フィードバックされたことを広報し、利用者の声が施設運営に活かされていることを知らしめる。

**【利用者へのヒアリング】**

利用者にヒアリングを行い、アンケート同様、施設の管理・運営の改善に活かす。かしまった雰囲気でのヒアリングではなく、例えば、利用者の受付時や休憩時等に、フランクな会話の中で本音を引き出すような調査に努める。あわせて、利用者とスタッフの交流も生まれ、互いの信頼構築、さらには利用のリピートにもつながると期待される。

**【施設利活用に関する市民ワークショップの実施】**

本施設の利活用に関する市民を集めたワークショップを実施し、本施設の利活用におけるアイデアや意見を提供いただき、管理・運営の改善につなげていく。ワークショップに参加することで、市民が「自分事」として本施設をとらえ、地元の当事者意識を高めていくことも図る。

(4) 魅力ある施設として、多くの市民に利用されるための利用促進計画を記入してください。

**【市民が知る | 市民向けプロモーション】**

市民に「小湊さとうみ学校」の存在、詳しい内容、利用方法等について知っていただくことが第一である。

当法人がまちづくりに取り組んできた経験の中で、案外「地元のことを地元の人が一番知らない」ということが多い。実際、本施設についても、予約申込や利用方法について当法人が照会を受けることも少なくない。

ウェブやSNS、紙媒体など、さまざまな情報媒体を効果的に組み合わせて、市民向けのプロモーションを展開していく。特に、鴨川市広報誌「広報かもがわ」、フリーペーパー「KamoZine」、地元紙「房日新聞」など、市民に馴染みの深いメディアを活用することで、より浸透しやすい情報発信に努める。

また、本施設で展開するさまざまなイベントやプログラムを事前・事後に積極的にプレスリリースすることで、本施設のことが地域住民の眼に多く留まるようにする。

**【市民が集う | イベント・ワークショップ・プログラムの展開】**

本施設を知らしめた後は、いよいよ利用するフェーズとなるが、単なる施設利用を提供するだけでなく、利用のきっかけづくりとして、市民向けの各種イベントやワークショップ・プログラムを企画・実施し、利用を促進する。

「百聞は一見に如かず」まずは市民が本施設の現場に実際に踏み入れ、使ってみる機会を創出していくことが重要である。

これらのイベントやワークショップ・プログラムは、単発のものではなく、継続して実施するものとして、市民のリピート利用に導いていく。

**【市民がリピートする | コミュニティの形成】**

前述の継続的なイベントやワークショップ・プログラムの実施、展開により、参加者（利用者）同士はもちろん、講師等の提供者とのコミュニティを自然な流れで形成し、リピート利用につなげていく。

施設利用の促進において、重要な要素はリピート利用者の醸成であり、そのためには

施設の利便性・快適性のほか、「人のつながり」が大きな要因となる。

実際に、当法人がすでに展開している各種運動教室においては、そのプログラムの内容はもちろん、講師との信頼関係が築かれることによって、参加者がリピートし、さらに参加者が新しい参加者を紹介するという良い循環が生まれている。

地元根ざした当法人ならではのきめ細やかな対応、コミュニケーションにより、リピートにつながるコミュニティを形成させていく。

#### 【市民が当事者となる | イベント・ワークショップ・プログラムでの協働】

本施設を発展させていくためには、市民が単なる利用者に留まることなく、「自分事」としてとらえ、当事者となっていくことが大切である。

そのために、当地域の歴史や伝統文化、産業に関して豊富な知識・経験をもった高齢者や事業者、各種活動団体等とともに、提供者側としてイベント・ワークショップ・プログラムを協働で企画・実施することで、市民には当事者として関与し、本施設に対して主体的な意識をもっていただく。結果、本施設に対する愛着も増幅されるはずである。

彼らのネットワークを経由した、新たな参加者（利用者）の確保も期待でき、「小湊さとうみ学校」をまさに「市民みんなのもの」という空間へと発展させていく。

#### 【市民のために | 適正かつ柔軟な利用許可・利用料金対応】

市民の利用を促進するためには、市民にとって使い勝手の良い施設提供に心がけなければならない。施設の利用受付・提供にあたっては、条例等を遵守しながら、必要に応じて市と協議・連携して、市民の健全な利用が図られるよう、適宜適切かつ柔軟な利用許可・利用料金等の対応に努めていく。

(5) 業務を再委託する場合は、再委託する業務及び委託先を記入してください。

原則的に、鴨川市が現在業務委託している委託先の事業者を継承する予定である。

警備業務	：	セコム(株)
浄化槽清掃	：	(有)みまつ産業
浄化槽保守管理	：	(株)東工業
電気保安業務	：	吉田防災(株)鴨川支店
空調機設備保守	：	(株)鎌田電機
消防設備保守	：	吉田防災(株)鴨川支店
エレベーター保守	：	(株)日立ビルシステム関東支社
自動扉保守点検	：	ナブコシステム(株)

等

(6) 業務の実施に当たっての市内事業者等の活用計画を記入してください。

#### 【他施設との連携】

当法人では、本施設を地域の一拠点として考えており、鴨川市総合運動施設、一戦場スポーツ公園、千葉県立内浦山県民の森などの市内にある他のスポーツ・文化施設と連携して、地域全体を見据えた効果的な運営に努める。

特に、本施設から北方へ約4kmのところの位置する、千葉県立内浦山県民の森は野球場や文化体育館、芝生広場等の施設を有し、スポーツのみならず、森をテーマとしたアウトドアアクティビティの拠点ともなっている。他方、本施設は目の前に内浦海岸を有し、内浦山県民の森と連携することで、コンパクトなエリアの中で、里海・里山の両方を体験できるプログラム等を提供でき、また、互いに施設・機能の補完も可能であると考える。

当法人が本施設の指定管理を受託した際の連携について、内浦山県民の森とも実際に検討を進めているところである。

### 【プログラム造成】

本施設の付加価値を高めるためにも、多様なプログラムの造成は不可欠である。

プログラムの造成にあたっては、当法人単独ではなく、当法人と連携してこれまでも活動してきている、国際武道大学（学術的な視点）、亀田メディカルセンター（メディカルな視点）、オルカ鴨川FC（特にサッカーを含むプログラムの企画・実施）、鴨川サーフィン倶楽部（サーフィン体験等の企画・実施）、社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会（主に高齢者・障がい者向けのプログラムの企画・実施）などの地域の各種事業者・団体と協働・連携して、企画・実施していきたいと考える。

その他、市内で活動する、スポーツ・文化活動団体の参画も促したい。

プログラム造成に当たって列挙した事業者・団体とは以下の通りすでに連携している。

#### ① 国際武道大学

同大学の教授を務めた者が当法人の理事を務め、すでに地域における健康増進や運動機会の創出に関する事業について当法人と密に連携しており、本施設の運営においても同理事が主体的に関わることになっている。

#### ② 亀田メディカルセンター

令和3年度に鴨川市で実施した、2020東京五輪 女子サッカーオランダ代表チームの事前キャンプの際には、当法人でのキャンプ運営にメディカルサポートをしてください、今後当法人が展開する健康・運動プログラムにおいても、連携・協力をいただく予定である。

#### ③ オルカ鴨川FC

同クラブのゼネラルマネージャーが当法人の理事を務め、すでに同クラブが運営する子ども向けのサッカー教室に当法人のスタッフが参加したり、同クラブの選手に対する高機能体組成計の測定サービスを当法人が提供するなど、連携がとられている。

#### ④ 鴨川サーフィン倶楽部

本計画書でも提案している市所有で当法人が管理委託を受けているサーフィン体験の備品を活用した、サーフィン体験プログラムの実証実験を当法人とともにっており、組織的な連携も図られている。

#### ⑤ 社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会

同協議会が実施したシニア向けのポッチャイベントに当法人が協力するなど、特にシニアや障がい者向けの運動・健康増進事業について、さらなる連携を図っていく。

### 【ケータリング】

本施設では調理しての食事提供を行わないが、利用者がバーベキューや食事を求めた時は市内事業者による食材やケータリングの提供を取り次ぐ。特定の事業者に限定することなく、利用者のニーズに応じて、適する事業者を紹介・手配する。

飲食関係の提供事業者の募集においては、鴨川市商工会等とも連携しながら、市内で営む事業者等に等しく参画する機会を担保したいと考える。

また、本施設の趣旨を鑑み、亀田メディカルセンター等、官民の健康関連事業者とも連携し、例えば、管理栄養士が監修したメニューより選択し、ケータリングや弁当等を手配するサービスの提供を行い、食育の視点も加えていきたい。

### 【販路・送客】

本施設の利用者や、各種ツアー・プログラムの参加者の確保においては、販路として

当法人がすでに連携している、当地域の観光DMOでもある**鴨川観光プラットフォーム株式会社**、大手旅行代理店の**株式会社JTB**等の事業者と連携し、販売を促進する予定である。

JR外房線を運行するサイクルトレイン「B.B.BASE」を活用すべく、**東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）**とも連携し、本施設を拠点として、サイクルツーリズムに関連するツアーの企画・実施、「レイル・アンド・ライド」の拠点としての本施設の活用などを推進していく。

旅館業等の観光業を営む地元事業者との連携も重要であり、**一般社団法人鴨川市観光協会天津小湊支部**、**小湊旅館業協同組合**、**小湊温泉組合**等とも密に連携して、本施設の有する機能を活用いただいたり、逆に、例えば、本施設を利用する学校の生徒の保護者を地域のホテル・旅館に送客する等の、共存共栄の関係を築きたいと考える。

### 3 自主事業計画

指定管理者が独自に企画運営して実施する自主事業について計画を記入してください。

#### 【主に市民向け事業】

主に市民を対象とした事業は、収益性を重視するというよりも、本施設に親しんでいただきながら、ジュニア世代・働き盛り世代・シニア世代の健康増進、運動能力の向上をさまざまなメニューの中で図るプログラムの企画・実施や、多世代が交流して地域の歴史や伝統文化・産業等を継承する場の提供、イベント・フェスティバルを通じて地域に賑わいをもたらす、地域活性化を目的とした取り組みを多く展開し、まちづくりの拠点としての役割を果たしたいと考える。

当法人が数年来展開してきている鴨川市に特化した諸活動で得た知見や経験、地域住民との強い信頼関係を活かした、「鴨川でしか、小湊さとうみ学校でしかできない」地域特性の強い事業の企画・実施に努める。

各プログラムの企画・実施においては、前述した国際武道大学、亀田メディカルセンター、オルカ鴨川FC等の地域事業者・団体にも参画していただき、協働する。

#### ① 子ども向け“スポーツあそび”教室

現在、当法人にて本施設でも実施している「放課後マルチスポーツ教室」をさらに発展させた、子ども向けの運動教室を定期的実施し、地域の子どもの運動能力、体力の向上を図る。

1回あたり1時間ほどのメニューで、月ごとに取りあげるスポーツの種類を替え、あくまでも“あそび”の目線を大切にしながらゲーム性をもたせて、運動が苦手な子どもたちも気軽に参加する内容を展開する。年代ごとに複数のクラスに分け、各クラス週1回実施する。参加費は1回1,000円程度の参加しやすい料金に設定する。

〔目標設定〕

令和5年度	週のべ20人参加	×	4週	×	12ヶ月	=	年のべ960人
令和6年度	週のべ30人参加	×	4週	×	12ヶ月	=	年のべ1,440人
令和7年度	週のべ50人参加	×	4週	×	12ヶ月	=	年のべ2,400人

#### ② 親子向け“スポーツあそび”教室

現在、当法人にて本施設でも実施している「親子deマルチスポーツ教室」をさらに発展させた、親子向けの運動教室を定期的実施し、地域の子どものみならず、健康についての意識が欠如しがちな働き盛り世代（親世代）に運動の機会を提供する。

1回あたり2時間ほどのメニューで、回ごとにバラエティに富むメニューを用意し、親子一緒に楽しめる時間を提供する。月1～2回ほどの実施を計画する。

〔目標設定〕

令和5年度	1回20人参加	×	1回	×	12ヶ月	=	年のべ240人
令和6年度	1回30人参加	×	1回	×	12ヶ月	=	年のべ360人
令和7年度	1回30人参加	×	2回	×	12ヶ月	=	年のべ720人

#### ③ シニア向け運動教室

現在、当法人にて鴨川市文化体育館や長狭地区で実施している、主にシニア向けの運動教室「ウエルkamo教室」を本施設にも移植、発展させ実施する。本施設が立地する天津小湊地区は鴨川市においても高齢化率の高い地区であり、フレイルを予防し、健康寿命を伸ばすため、高齢者への運動機会の提供は重要な事業と言える。

本施設でも、シニア向けの運動教室を実施し、天津小湊地区の高齢者に資する活動を展開する。内容としては、自分の身体や運動能力の状況を知ってもらい、それに対する適切な対策をスポーツや東洋医学等さまざまな視点からアドバイスし、日常生活に活かしていただ

く。参加費はワンコイン（500円）程度を想定しており、気軽に参加できるようにするほか、当教室を通じて、高齢者のコミュニティを形成し、リピート利用にもつなげる。

〔目標設定〕

令和5年度 週のべ15人参加 × 4週 × 12ヶ月 = 年のべ720人  
令和6年度 週のべ30人参加 × 4週 × 12ヶ月 = 年のべ1,440人  
令和7年度 週のべ60人参加 × 4週 × 12ヶ月 = 年のべ2,880人

#### ④ フィジカルリテラシー測定会

当法人はスポーツトレーナー等の経験・知見をもつスタッフも在籍しており、当法人が有する高機能体組成計等も活用して、本施設において、身体や運動能力の状況を知り、適切なアドバイスが受けられるフィジカルリテラシー測定会を逐次実施する。

自身の身体や運動能力の状態が「見える化」（定量化）されることで、運動へのモチベーション向上にもつながり、本施設で展開する各種プログラムへの参加にもつなげていく。

〔目標設定〕

令和5年度 月20人参加 × 12ヶ月 = 年のべ240人  
令和6年度 月30人参加 × 12ヶ月 = 年のべ360人  
令和7年度 月60人参加 × 12ヶ月 = 年のべ720人

#### ⑤ “スポーツあそび”フェスティバル

年に数回、“スポーツあそび”フェスティバルを企画・実施し、普段から本施設で展開されている各種プログラムに参加している市民のみならず、広く他の市民にも参加を促し、本施設を利用するきっかけを創出するほか、参加者同士の交流、さらにかつて本施設が学校であった頃行われていた「運動会」に代わる、地域の賑わいをもたらすイベントを開催する。

運動が苦手な人たちも、老若男女楽しめる“あそび”の視点を大切にしたい、ゲーム性に富むプログラムを用意する。

あわせて、次項に述べるマーケット（マルシェ）も開催し、さらなる賑わいを演出するとともに、購買のできる場を提供し、「買い物難民」対策にもする。

市民とあわせ、やがては市外からも多くの人々が訪れるフェスティバルへと発展させる。

〔目標設定〕

令和5年度 参加者数100人 × 年1回 = 年のべ100人  
令和6年度 参加者数200人 × 年2回 = 年のべ400人  
令和7年度 参加者数500人 × 年2回 = 年のべ1,000人

#### ⑥ 小湊さとうみマーケット（マルシェ）

本施設が立地する小湊地区には現在営業するスーパーは1軒もなく、住民は鴨川市街や勝浦市街で営業するスーパーに買い物に出かけなければならないのが現状である。自動車を運転する世代はまだしも、自家用車を持たず、自動車を運転できない、特に高齢者はいわゆる「買い物難民」となっており、深刻な地域課題と言える。

現在、ヤックスドラッグの移動販売車が定期的に本施設に巡回し、地域住民に買い物の場を提供しているが、この活動を支援し、さらに「買い物」という行為そのものがもたらす賑わいの雰囲気をもっと大きくするため、月に1回程度のフリーマーケット（マルシェ）を本施設で企画・実施したい。

時期によっては、前述のフェスティバルとも組み合わせて実施することで、より多くの人々が集い、交流する、相乗効果の高いイベントに進化させ、継続的に実施していく。

〔目標設定〕

令和5年度 参加者数200人・出店者10店 × 年6回 = 年のべ1,200人・60店  
令和6年度 参加者数300人・出店者20店 × 年12回 = 年のべ3,600人・240店  
令和7年度 参加者数600人・出店者30店 × 年12回 = 年のべ7,200人・360店

## ⑦ こみなと発見教室

地元に住まう地域の歴史や伝統文化に詳しい高齢者、あるいは産業を営む事業者、活動団体と協働して、地域を学び、発見する教室を定期的に企画・実施していきたい。高齢者や事業者、活動団体が教える側となることで、本施設の活動に当事者として参画することになり、本施設存在を「自分事」としてとらえていただけるようになることは大きな意味をもつ。

この事業を通じて、多世代が交流し、地域の大切な歴史や伝統文化、産業が未来に継承され、さらに受講した市民が次の世代への「伝承者」となることを目指す。

〔目標設定〕

令和5年度 参加者数 20人 × 年6回 = 年のべ 120人

令和6年度 参加者数 30人 × 年12回 = 年のべ 360人

令和7年度 参加者数 40人 × 年12回 = 年のべ 480人

## ⑧ マイクロツーリズム こみなと探検隊

コロナ禍における一時の行動自粛により注目されているマイクロツーリズム。地元に住まう人々が地元を旅するというもので、コロナ禍が収束した後も、地元の人が地元をより深く知るために有用なコンテンツであると言える。

当法人では、小湊さとうみ学校を拠点として、ゲーム性をもって楽しく地域を巡ることができるロゲイニングや、当法人の有する豊富なラインナップのレンタサイクル等を活用して地域を巡り、これまで知らなかった地域に潜在する資源や魅力を発見する「こみなと探検隊」を企画・実施する。多くの市民、親子、特に、鴨川市の各学校の地域学習プログラムとして活用していただき、子どもたちをはじめとする市民の、地域へのさらなる愛着を学びの中で醸成していく。

〔目標設定〕

令和5年度 参加者数 30人 × 年2回 = 年のべ 60人

令和6年度 参加者数 50人 × 年4回 = 年のべ 200人

令和7年度 参加者数 100人 × 年4回 = 年のべ 400人

### 【主に市外向け事業】

主に市外を対象とした事業としては、本施設の機能、立地する環境といった特徴を活かした「ウェルネスツーリズム」「スポーツツーリズム」をテーマに、各種プログラムを提供し、市外からの利用を促進する。本施設をターミナルとして、交流人口を増やし、近年多様化する旅のニーズ・スタイルに対応し、また、インバウンドも見据えた事業を展開する。

あわせて、一定の収益性も確保し、市外からのいわゆる「外貨獲得」を図る。

## ① マリン・ビーチ体験プログラムの提供

本施設の眼前に広がる、内浦海岸の海や砂浜を活かし、鴨川市より当法人が管理委託を受けているサーフィン体験の備品を活用するなどして、団体向けのサーフィン体験教室や、比較的波が穏やかな内浦湾の特性を活かしたSUP体験教室、ビーチサッカー等のビーチアクティビティ体験教室等のマリン・ビーチ体験プログラムを実施する。企画・実施においては鴨川サーフィン倶楽部等の地元団体と協働する。

体験後には本施設で入浴も可能であり、食堂前のテラスを利用しての地元食材を使ったバーベキューで飲食と交流の場も提供する。

本プログラムの実施により、海水浴場開設期以外の、閑散期における海・砂浜の利活用と観光誘客につなげる。

〔目標設定〕

令和5年度 年のべ 60人

令和6年度 年のべ 120人

令和7年度 年のべ 180人

## ② こみなとマリン・ビーチフェスティバル

前項に関連し、内浦海岸の海と砂浜を活かし、本施設の本体部分とも連携させた、マリン・ビーチフェスティバルを年に一度程度開催し、市内外からの集客を図る。フェスティバルを通じて、当地域の美しい自然環境を体感していただくほか、マリン・ビーチアクティビティの一つのメッカとして、本施設の新たな価値を高めていく。

体験にあわせて、地域住民と連携しながらビーチクリーン活動も実施することで、環境保全による地域貢献とともに、SDGsの学びを得る機会も提供する。

〔目標設定〕

令和5年度 年1回100人参加

令和6年度 年1回200人参加

令和7年度 年1回400人参加

## ③ 太平洋岸自転車道 サイクルオアシス

本施設の海側を通る国道128号線は、国土交通省により整備され、ナショナルサイクルルートにも指定されている、千葉県から和歌山県に至る約1,400kmの「太平洋岸自転車道」となっている。

サイクリストにとって、入浴・休憩機能、さらに鉄道駅と高速バスターミナル、無料駐車場を近隣に有する本施設は、サイクリングの発着・立ち寄り拠点として大きな役割を果たすことができ、多くのサイクリストの受け入れ場所となる可能性を秘めている。

本施設を「サイクルオアシス」として、サイクリストにプロモーションし、集客を図ることで、房総半島におけるサイクルツーリズム推進の一大拠点となることを目指す。

あわせて、一般社団法人鴨川市観光協会が運営している、天津小湊観光案内所の**レンタサイクル「かもチャリ」**と当法人のレンタサイクルサービスとの統合も図り、豊富な車種のラインナップで充実したレンタサイクルの提供を行い、自家用車や公共交通機関で訪れた観光客に自転車で地域を巡っていただけるような取り組みも推進する。

〔目標設定〕(シャワー利用者数)

令和5年度 月30人 × 12ヶ月 = 年のべ360人

令和6年度 月100人 × 12ヶ月 = 年のべ1,200人

令和7年度 月300人 × 12ヶ月 = 年のべ3,600人参加

## ④ こみなとディスカバリー e-bike ツアー

本施設が立地する小湊地区は小さな湾に面し、数km北上すれば房総丘陵の山林が広がる、里海も里山もコンパクトな範囲で楽しめるエリアであり、手頃な所要時間でサイクルツアーを組むこともできる。

特に、当法人が数年来力を入れてきたe-bike(電動アシスト付スポーツ自転車)を活用することで、本施設から千葉県立内浦山県民の森、さらに北方の麻綿原高原に至る登り坂を体力のない方でも楽にサイクリングすることができ、ウォーキングでは短時間に到達できない距離を、自動車では見逃してしまう小さなスポットも楽しみつつ、散歩のようにサイクリングし地域を発見するツアーを、本施設を発着地として企画・実施する。

ガイドとして、地元に住まう高齢者等にも協力いただき、アクティブシニアが輝く場を創出し、さらに参加者との交流も図る。

国内の観光客だけでなく、インバウンド向けにも訴求力のあるツアーであり、一定の収益性の確保も期待できる。

〔目標設定〕

令和5年度 月10人 × 12ヶ月 = 年のべ120人

令和6年度 月30人 × 12ヶ月 = 年のべ360人

令和7年度 月60人 × 12ヶ月 = 年のべ720人



### ⑤ こみなとロゲイニング×スタディ

当法人が展開している、団体向けのまちあるきプログラム「ロゲイニング×スタディ」を本施設発着のバージョンにアレンジし、本施設の合宿利用者向けに、提供する。

ゲーム性の高いロゲイニングをベースに、地図とヒントをもとに、設定された地点を巡り、得点を獲得して競う内容で、地域学習のほか、チームビルディング等の研修効果もあり、当法人では学校や企業等の団体向けに、すでに数々の提供実績がある。単に地点に到達するだけでなく、体験プログラムへの参加や、飲食、物産の購入、公共交通機関の利用などにも得点を与えることができることから、地域住民・店舗との交流や観光消費が生まれ、地域活性化にも寄与できる。

本施設の宿泊利用者に、付加価値を高めるコンテンツとして活用する。

〔目標設定〕

令和5年度 年のべ 5団体・500人

令和6年度 年のべ 10団体・1,000人

令和7年度 年のべ 20団体・2,000人

### ⑥ 食育&地産地活ケータリング

本施設では調理を伴う食事の提供は想定されていないが、利用者が食事を希望した場合、ケータリングや弁当等を提供する事業者を紹介、手配する。

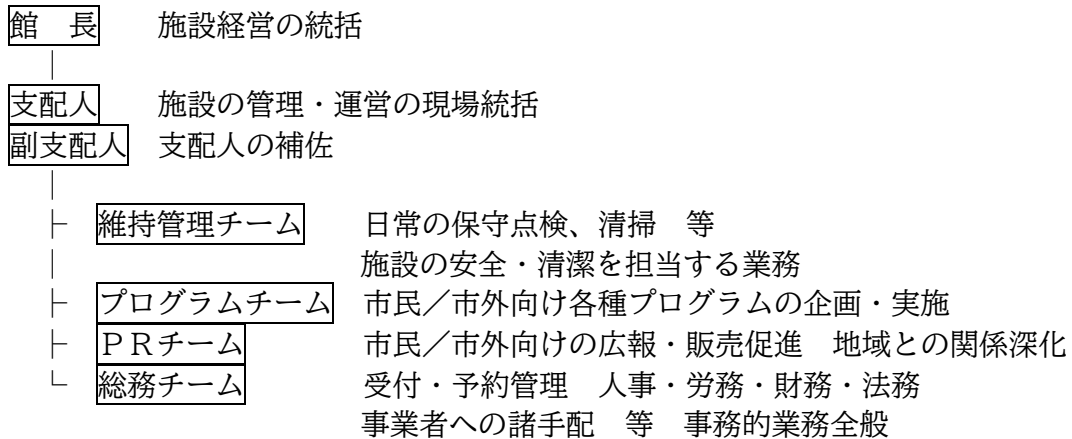
本施設の趣旨を鑑み、地域の官民の健康事業者と連携し、例えば、管理栄養士が監修するメニューから選択し、ケータリングや弁当等を提供する、食育も加味した食事の手配を行う。

食事の食材も地元で収穫／漁獲／生産されたものを積極的に活用した「地産地活」も追求し、利用者に「地元」を味わっていただくことも重視する。

※提案した自主事業の実施が認められなかった場合、申請を辞退する可能性があるときは、その旨を明示してください。

## 4 管理運営体制

(1) 指揮命令系統が分かる組織図を記入してください。



\*各チームにはリーダーを設け、リーダーのもとに業務量に応じて、数名のスタッフを配置して、業務に当たる。

\*チーム（部門）間を兼任するスタッフも置く。

(2) 各業務の配置人員を記入してください。

### 【全体統括・管理】

館長 : 1名 当法人役員

支配人 : 1名 正職員

副支配人 : 1名 正職員

### 【各業務（チーム・部門）】

**維持管理チーム（日常の保守点検・清掃等、施設の安全・清潔を維持する業務）：**

リーダー 1名（副支配人が兼任）

スタッフ 5名（常勤パート 2名 ・ 臨時パート 3名）

\*施設の利用状況により、臨時パートスタッフで対応する。

**プログラムチーム（各種プログラムの企画・実施）：**

リーダー 1名（支配人が兼任）

スタッフ 2名（副支配人・総務チームリーダーが兼任）

外部協力スタッフ 若干名

\*プログラムの実施においては、参加人数や規模に応じて、臨時パートや外部団体・事業者の協力を得る。

**PRチーム（広報・販売促進、地域との関係深化、渉外）：**

リーダー 1名（支配人が兼任）

スタッフ 2名（副支配人・総務チームリーダーが兼任）

**総務（受付・予約管理 人事・労務・財務・法務 各種外部手配 等 事務全般）：**

リーダー 1名 正職員

スタッフ 2名 常勤パート（維持管理チームを兼任）

\*あくまでも当初における配置予定であり、本施設における事業の展開、利用状況に応じて、柔軟に対応していく。

(3) 職員のローテーションの考え方を記入してください。

本施設は、特に当初段階においては、限られたヒューマンリソースの中での管理・運営を余儀なくされることになる。

したがって、多くのスタッフは、複数の部門にまたがり業務に当たる予定である。

当法人の組織づくりに対する考え方として、セクショナリズム（縦割り主義）に陥らないように、横断的に業務を担当し、幅広い知識と経験を身につけるような弾力性のある組織を目指している。

本施設の運営にあたっては同様の考え方を取り入れ、スタッフが広い視野をもち、総合的な視野で本施設をとらえ、互いに協力しながら業務を遂行する現場を築いていく。

また、宿泊利用のある時には宿直勤務も必要となることから、一部のスタッフに負荷が偏らないような勤務シフトの作成に努め、労働基準法等の関係法規も遵守しながら、スタッフの健康維持にも留意する。

(4) 職員の研修計画について記入してください。

スタッフに対しては、入社時にビジネス（特にサービス業として）上のマナーやルール、施設の維持管理における各種業務について研修を行うほか、定期的に緊急時における対応訓練を行い、防犯・防災への対応体制を構築・維持し、意識づくりにも努める。

さらに、本施設のコンセプトについても共有する時間を設け、スタッフ全員が関わって利活用するためのアイデアや改善点などを共有し、単に業務に当たるだけでなく、ビジョンをもった熱量のある業務の遂行を促し、「人づくり」を推進する。

他方で当法人はOJT（On-the-Job Training）による人財育成を重視しており、最低限の研修を経た後、直ちに現場の業務に責任をもちながら当たり、実際の業務経験を積みながら、スタッフには能力を高めていっていただく。あわせて、過度なマニュアル主義に陥らないよう、現場におけるスタッフ個々の感性を大切に、働く人財の個性がそれぞれに輝く、多様性を尊重した職場を目指したい。

結果として、本施設の付加価値を高めるはずである。

(5) 職員の採用計画について記入してください。

人財採用の基本的な考え方として、**地元に住居する方を積極的に採用する。**

**【正職員】**

支配人 1名

副支配人 1名

総務チームリーダー 1名

の計3名を正職員として新規採用する予定である。

なお、前述した通り、各人財においては、メインの役割・部門とともに、複数の部門を横断的に業務に当たっていただく。

**【パート・アルバイト】**

常勤パート職員 2名程度

臨時パート職員 3名程度

の計5名を新規採用する予定である。

なお、現在すでに勤務している地元の臨時職員（パート）については、本人と丁寧に

面談をした上で、当法人の管理・運営指針に理解いただき、本人が継続しての勤務を希望する場合、意思を尊重したいと考える。

臨時パートには週末や繁忙期など、多くの利用により施設の維持管理に普段よりも多くのヒューマンリソースを必要とする際、勤務していただく予定である。

(6) 施設の職員の労働条件について記入してください。

(勤務条件、賃金等の額、職場環境の改善、休暇制度、福利厚生制度など)

原則的に、当法人で別途定めている労働基準法等に準拠した就業規則に基づく。

入社時に、詳しい労働条件については、労働条件通知書により本人に通知され、本人承諾の上で雇用を開始する。

#### 【正職員】

勤務時間：原則的に本施設の 開館(営業)時間 を基本とする。

勤務場所：本施設 (小湊さとうみ学校)

勤務日数：原則的に 1ヶ月あたり9日休日(曜日は関係なし) とする。

賃金：月給 20～30万円 \*立場・業務内容等を鑑み、本人と面談の上、決定  
賞与年2回を原則(但し、業務実績によって支給の有無、支給額を都度決定)

手当：時間外労働手当、通勤手当(片道2km以上) 等

休暇：有給休暇(入社後勤続6ヶ月で原則的に取得) 出産・育児休暇 等

社会保険・厚生年金加入、労災保険・雇用保険加入 等

年1回の健康診断実施

#### 【パート・アルバイト】

勤務時間：原則的に本施設の 開館(営業)時間 を基本とし、本人と協議の上、決定

勤務場所：本施設 (小湊さとうみ学校)

勤務日数：シフト制 本人と協議の上、決定

賃金：時給 1,000円～

手当：通勤手当(片道2km以上) 等

(勤務日数に応じ法令に従い) 社会保険・厚生年金加入、労災保険・雇用保険加入 等  
(市や他の職場等の健診を受診していない場合) 年1回の健康診断実施

(7) 施設における情報管理体制について記入してください。

(個人情報の保護等に関する職員への指導や個人情報保護に関する対策など)

本施設は利用者の個人情報等を多く扱う施設でもあることから、個人情報等の情報管理については、厳重な対策を施して運用する。

#### 【ファイルサーバへの情報集約とセキュリティ対策】

本施設の各端末で扱うデータについては、ファイルサーバに集約して保存し、さらにファイルサーバにはファイヤーウォールの設置やパスワード設定、悪意のあるプログラムへの対策プログラム等のセキュリティ対策を施し、情報漏洩を防ぐ。

特に機密性の高い情報については、ファイルをパスワードでロックしたり、施設外への持ち出しを禁ずる等の対策を行う。

外部とやりとりする場合にファイル転送サービスを利用する場合はパスワード付の圧縮ファイルや、ダウンロードパスワードを必要とするデータ転送サービスを利用するなどのルールを施し、情報漏洩を防ぐ。

#### 【各端末へのセキュリティ対策】

本施設で用いる各端末にはパスワード設定のほか、アンチウィルス・アンチマルウェア

アソフトのインストール・定期的な更新等のセキュリティ対策を施し、情報漏洩を防ぐ。

**【紙資料の管理】**

機密性の高い情報を含む紙資料については、ファイリングする等して整理し、鍵のかかる書庫等へ厳重に保管し、情報漏洩を防ぐ。

**【スタッフへの情報リテラシー】**

スタッフには情報の取り扱いに関する研修を実施し、適正な情報管理を促すとともに、情報管理に対する意識向上を図る。

**【個人情報保護に関する誓約書、秘密保持契約等の締結】**

スタッフや本施設の管理・運営に関わる事業者・団体等とは、必要に応じて、個人情報保護に関する誓約書や秘密保持契約等を締結する。

## 5 管理に係る収支計画

### (1) 収入

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	備考
指定管理料	25,000	24,500	24,000	73,500	
利用料金収入	7,000	9,000	12,000	28,000	宿泊売上・使用料
自主事業収入 (実施する場合)	3,000	4,000	5,500	12,500	運動教室・レンタル・ツアー等プログラム
その他の収入	600	800	1,000	2,400	自動販売機・ランドリー等
合計	35,600	38,300	42,500	116,400	

### (2) 支出

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	備考
人件費	15,000	16,500	18,500	50,000	給与・法定福利
光熱水費	13,200	14,500	16,000	43,700	電気・水道・ガス
通信費	240	240	240	720	電話・インターネット
手数料	20	20	20	60	浄化槽検査手数料
委託料	3,000	3,000	3,000	9,000	各種保守点検等
消耗品費	800	1,000	1,200	3,000	
備品購入費	200	200	200	600	
リース料	1,000	1,200	1,500	3,700	寝具
広告宣伝費	240	240	240	720	ウェブ・SNS・チラシ等
旅費交通費	30	30	30	90	営業出張等
保険料	120	120	120	360	
その他	1,750	1,250	1,450	4,450	
合計	35,600	38,300	42,500	116,400	

※ 項目別の積算内訳書を添付してください。

※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

小湊さとうみ学校の運営等に係る収支明細の積算内訳書

<目標値>	指定管理(1) 令和5年度	指定管理(2) 令和6年度	指定管理(3) 令和7年度
宿泊数	1,450人泊	1,700人泊	2,200人泊
<収入の部>	指定管理(1) 令和5年度	指定管理(2) 令和6年度	指定管理(3) 令和7年度
指定管理料	25,000,000円	24,500,000円	24,000,000円
指定管理事業売上(利用料金収入)	7,000,000円	9,000,000円	12,000,000円
宿泊売上げ(@3,500円)	5,075,000円	5,950,000円	7,700,000円
使用料収入	1,925,000円	3,050,000円	4,300,000円
フットサルコート	660,000円	1,050,000円	1,500,000円
体育館	450,000円	800,000円	1,080,000円
多目的室	300,000円	480,000円	720,000円
客室	65,000円	120,000円	150,000円
浴場	450,000円	600,000円	850,000円
自主事業売上げ	3,600,000円	4,800,000円	6,500,000円
ランドリー売上げ	145,000円	170,000円	250,000円
	145,000円	170,000円	250,000円
事業売上げ	3,455,000円	4,630,000円	6,250,000円
運動教室参加費	600,000円	1,000,000円	1,400,000円
レンタサイクル利用料	1,080,000円	1,200,000円	1,500,000円
ツアー・ロゲスタ売上	1,320,000円	1,800,000円	2,600,000円
その他売上	455,000円	630,000円	750,000円
収入合計	35,600,000円	38,300,000円	42,500,000円
<支出の部>	指定管理(1) 令和5年度	指定管理(2) 令和6年度	指定管理(3) 令和7年度
人件費	15,000,000円	16,500,000円	18,500,000円
報酬(給与)	10,000,000円	11,000,000円	12,300,000円
報酬(賞与)	2,200,000円	2,500,000円	2,800,000円
通勤費(費用弁償)	518,400円	570,240円	637,632円
福利法定費	2,281,600円	2,429,760円	2,762,368円
光熱水費	13,200,000円	14,500,000円	16,000,000円
電気料金	7,920,000円	8,500,000円	9,400,000円
水道料金	2,640,000円	3,000,000円	3,300,000円
ガス料金	2,640,000円	3,000,000円	3,300,000円
通信費	240,000円	240,000円	240,000円
電話料	120,000円	120,000円	120,000円
インターネット接続料	120,000円	120,000円	120,000円
手数料	20,000円	20,000円	20,000円
浄化槽検査手数料	20,000円	20,000円	20,000円
委託料	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
電気保安業務委託料	100,000円	100,000円	100,000円
空調設備保守委託料	500,000円	500,000円	500,000円
消防設備点検委託料	150,000円	150,000円	150,000円
浄化槽保守管理委託料	100,000円	100,000円	100,000円
浄化槽排水分析検査委託料			
エレベーター保守委託料	880,000円	880,000円	880,000円
自動扉保守点検委託料	90,000円	90,000円	90,000円
警備業務委託料	160,000円	160,000円	160,000円
防火対象物定期点検業務委託料	90,000円	90,000円	90,000円
浄化槽清掃委託料	480,000円	480,000円	480,000円
受水槽清掃委託料	80,000円	80,000円	80,000円
特定建築物等定期点検委託料(建物)	100,000円	100,000円	100,000円
特定建築物等定期点検委託料(消防設備)	50,000円	50,000円	50,000円
健康診断委託料	220,000円	220,000円	220,000円
消耗品費	800,000円	1,000,000円	1,200,000円
備品購入費	200,000円	200,000円	200,000円
リース料	1,000,000円	1,200,000円	1,500,000円
寝具(布団・掛布団・シーツ)	650,000円	500,000円	500,000円
30名超(布団リース式)	350,000円	700,000円	1,000,000円
広告宣伝費	240,000円	240,000円	240,000円
旅費交通費	30,000円	30,000円	30,000円
保険料	120,000円	120,000円	120,000円
予備費	1,750,000円	1,250,000円	1,450,000円
支出合計	35,600,000円	38,300,000円	42,500,000円

一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(資産の部)			
流動資産	10,278,624	6,744,136	5,213,991
現金及び預金	3,406,401	6,029,136	4,723,991
売掛金	6,872,223	715,000	490,000
固定資産	3,721,667	2,951,667	2,181,667
無形固定資産	3,721,667	2,951,667	2,181,667
ソフトウェア	3,721,667	2,951,667	2,181,667
<b>資産の部 合計</b>	<b>14,000,291</b>	<b>9,695,803</b>	<b>7,395,658</b>
(負債の部)			
流動負債	11,907,008	5,423,955	2,443,331
未払金	10,976,438	4,558,756	1,407,863
未払法人税等	740,300	676,300	248,400
預り金	190,270	188,899	49,868
未払消費税等			737,200
固定負債	1,000	0	0
役員借入金	1,000		
<b>負債の部 合計</b>	<b>11,908,008</b>	<b>5,423,955</b>	<b>2,443,331</b>
(純資産の部)			
株主資本	2,092,283	4,271,848	4,952,327
利益剰余金	2,092,283	4,271,848	4,952,327
繰越利益剰余金	2,092,283	4,271,848	4,952,327
<b>純資産の部 合計</b>	<b>2,092,283</b>	<b>4,271,848</b>	<b>4,952,327</b>
<b>負債及び純資産の部 合計</b>	<b>14,000,291</b>	<b>9,695,803</b>	<b>7,395,658</b>



一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川 損益計算書

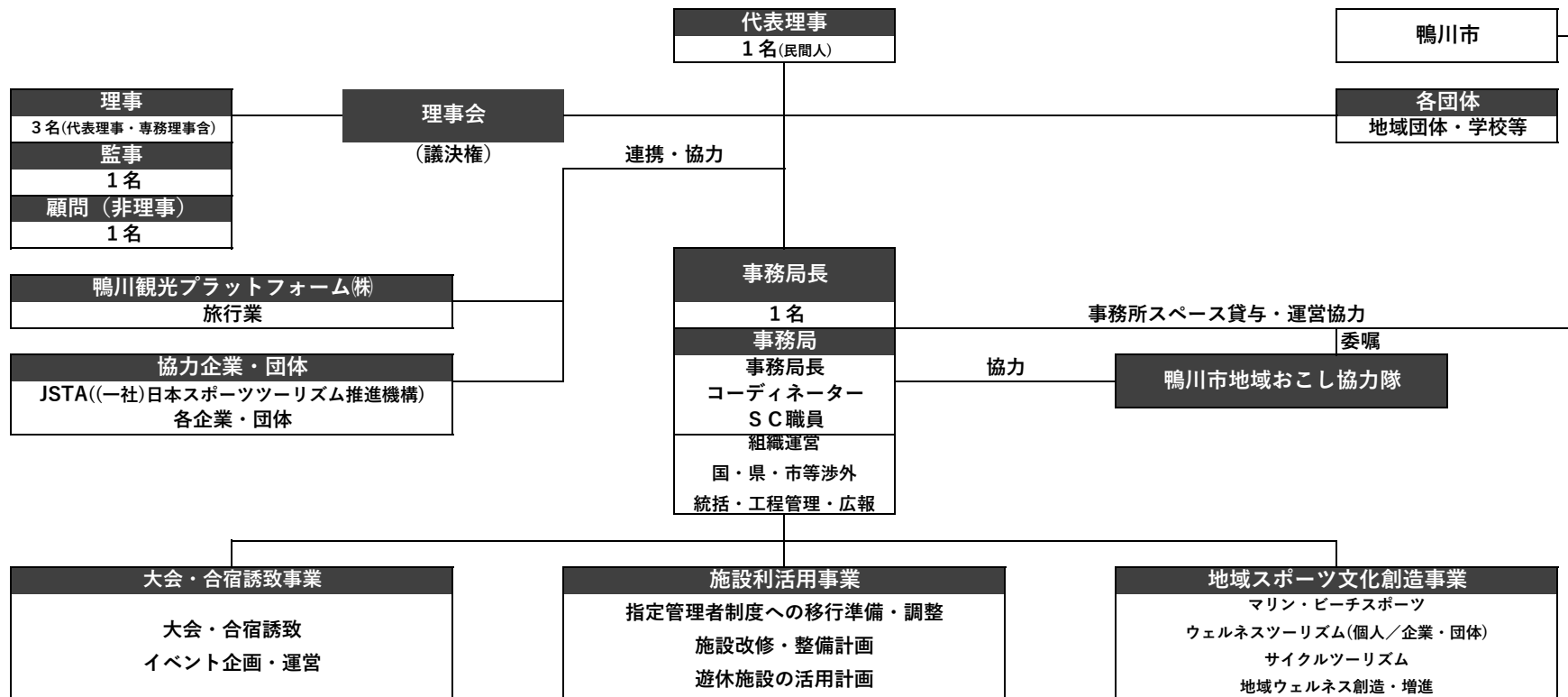
(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>営業利益</b>	<b>△ 3,161,826</b>	<b>△ 8,178,256</b>	<b>△ 6,705,231</b>
売上高	43,227,072	31,928,033	15,364,660
自主事業売上高	393,649	1,276,533	7,438,853
委託事業売上高	42,833,423	30,651,500	7,925,807
売上原価	24,293,114	14,737,978	8,553,570
仕入高	86,257	211,891	2,767,626
外注費	15,939,421	4,794,100	512,911
委託費	8,267,436	9,731,987	5,273,033
<b>売上総利益</b>	<b>18,933,958</b>	<b>17,190,055</b>	<b>6,811,090</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>22,095,784</b>	<b>25,368,311</b>	<b>13,516,321</b>
役員報酬	3,600,000	3,800,000	640,000
給料手当	4,706,124	9,680,754	5,237,250
賞与	540,000	864,000	400,000
法定福利費	1,276,709	1,727,601	962,013
福利厚生費	230,371	21,158	16,435
外注費		330,000	300,000
旅費交通費	3,109,279	558,324	202,404
通信費	153,810	256,001	256,111
交際接待費	625,704	281,062	120,872
減価償却費	128,333	770,000	770,000
賃借料	1,130,668	2,273,998	1,696,650
保険料	450,740	359,380	488,002
修繕費	137,152	60,000	12,228
燃料費	38,986	45,285	83,767
消耗品費	4,184,826	1,815,220	1,055,722
租税公課	77,600	135,900	17,800
事務用品費	254,700	491,046	546,108
広告宣伝費	946,850	1,022,980	366,242
支払手数料			994
諸会費	50,000	60,000	62,000
会議費	42,657		
新聞図書費			15,600
謝金	208,500	156,000	61,205
雑費	202,775	659,602	204,918
<b>営業外収益</b>	<b>6,000,109</b>	<b>11,034,121</b>	<b>8,050,032</b>
受取利息	109	89	32
雑収入	6,000,000	11,034,032	8,050,000
<b>営業外費用</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>415,922</b>
雑損失			415,922
<b>経常利益</b>	<b>2,838,283</b>	<b>2,855,865</b>	<b>928,879</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,838,283</b>	<b>2,855,865</b>	<b>928,879</b>
法人税等	740,300	676,300	248,400
<b>当期純利益</b>	<b>2,097,983</b>	<b>2,179,565</b>	<b>680,479</b>

# 地域スポーツコミッション 一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川 組織図

組織名称：一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川  
 設立：2019年3月22日

2022年10月31日現在



**【役員名簿】 (2022年6月1日現在)**  
 代表理事 渡辺 淳一 (元城西国際大学観光学部長)  
 理事 清水 宣雄 (国際武道大学教授)  
 北本 綾子 (オルカ鴨川FC セネラルマネージャー)  
 監事 阿部 厚司 (千葉大学ベンチャー 株式会社ミライノラボ)

**【役割分担】 (令和4年度)**

①正職員	事務局長	：業務の統括 及び 東京五輪女子サッカーオランダ代表事前キャンプの統括
	事務局	：労務・財務など事務作業 及び 各種事業の補助
	事務局	：サイクルツーリズム・ロゲイニング等、アウトター事業の企画・販促・運営
	広報	：プロモーション・販売促進 及び 各種事業の補助
②非常勤	コーディネーター	：主にウェルkamo事業 (地域ウェルネス推進) のコーディネート
	コーディネーター	：当法人事業への協力 特に サイクルツーリズム・ロゲイニングの企画・運営支援

様式3

## 誓約書

令和 4 年 10 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

申請者

所在地 千葉県鴨川市太尾866-1

団体名 一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川

代表者氏名 代表理事 渡辺 淳

鴨川市小湊さとうみ学校の指定管理者指定申請を行うに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

### 記

- 1 鴨川市小湊さとうみ学校指定管理者募集要領に定める応募資格の要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。